

朝霞市基地跡地公園・シンボルロード

整備基本計画〔改訂版〕

(素案)

平成 29 年 月

朝霞市

目 次

はじめに.....	1
1. 計画地の概要.....	2
2. 今回の計画見直しの位置づけ.....	6
3. 整備基本計画見直しの考え方.....	8
4. 公園・シンボルロードのコンセプト.....	13
5. 公園の現況と整備に向けた留意事項.....	14
6. 活動ニーズの展開.....	26
7. 動線の考え方.....	30
8. 整備の方向性.....	33
9. 整備の進め方.....	49
10. 整備水準.....	56
11. 管理・運営の考え方.....	65

はじめに

朝霞市には、昭和 20 年（1945 年）9 月に米軍が進駐し、長い間「キャンプ朝霞」として米軍が基地として使用してきました。

昭和 40 年（1965 年）頃から基地返還要求運動が始まり、昭和 49 年（1974 年）8 月にキャンプ朝霞の大部分は日本に返還されることが決定し、昭和 61 年（1986 年）に米軍通信施設の返還により市内から米軍基地がなくなりました。

その後、昭和 51 年（1976 年）に、国がいわゆる三分割答申といわれる「米軍提供財産の返還後の利用に関する基本方針について」という国の国有財産中央審議会答申により基地跡地の処分方針を示したことを受け、昭和 53 年（1978 年）には、国、県、市とに区画分けした「キャンプ朝霞跡地利用基本構想」を作成し、昭和 54 年（1979 年）から昭和 60 年（1985 年）にかけて、国（郵便局）、県（保健所、朝霞西高校、向陽園）、市（朝霞第八小、朝霞第四中、朝霞中央公園、青葉台公園、中央公民館、図書館等）として整備が進み、一方では留保地として約 19.4ha は、将来のために留保する土地として残されました。

国は、平成 15 年（2003 年）6 月に財政制度等審議会答申を受け基本的な考え方を転換し、国有地の有効活用を促進することとし「原則利用・計画的有効活用」の方針に基づき、関係地方公共団体において合理的な期間（5 年程度）を設定し利用計画を策定することとなり、市は平成 20 年（2008 年）4 月に「朝霞市基地跡地利用計画書」を策定し、同年 5 月 16 日に国に基地跡地利用計画書を提出しました。これを受け、公園・シンボルロードの整備に向け、平成 22 年（2010 年）3 月に「朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画」（以下「当初計画」という。）を策定しました。

その後、国家公務員宿舎の建設中止が決定したことから、関東財務局からの要請に基づき、市は平成 27 年（2015 年）12 月に朝霞市基地跡地利用計画を策定し、同月に国へ提出しました。

また、この間、留保地の一部に「朝霞公共職業安定所」（約 0.3ha）が建設されるとともに、国家公務員宿舎予定地であった用地の一部を活用して暫定利用広場「朝霞の森」を平成 26 年（2014 年）に供用し、市民協働で広場の管理・運営に取り組み、多くの市民の方に利用される自由な緑の空間を育ててきました。

これらの一連の経緯を受け、市は、平成 28 年（2016 年）7 月に「朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画見直し検討委員会」を設置し、朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画の見直しに関する検討を開始しました。そして、平成 32 年（2020 年）に開催される 2020 東京オリンピック・パラリンピックの競技会場へのアクセスルートの一つとしてシンボルロードを機能させるため、平成 29 年（2017 年）6 月に、先行して「朝霞市シンボルロード整備基本計画」を策定しました。

「朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画〔改訂版〕」（以下「本計画」という。）は、以上の経緯を踏まえ、平成 22 年（2010 年）に策定した当初計画を見直したもので

1. 計画地の概要

(1) 基地跡地の位置及び周辺状況

公園・シンボルロードを含む基地跡地（留保地約 19.1ha）は、市の南西部に位置し、東武東上線朝霞駅から約 700m の距離に位置しています。

基地跡地は、飛び地状の市街化調整区域に指定されており、北側は商業系用途地域、東・西・南側は住居系用途地域に指定されています。



図 位置図



図 用途地域図

出典：朝霞市基地跡地利用計画（平成 27 年 12 月）

(2) 基地跡地利用状況

基地跡地（留保地）の周囲には、市役所、税務署、公園、学校、保健所、図書館等の公共施設が立地しています。

下図の赤枠の区域は国有地ですが、平成 29 年度（2017 年度）現在、下図の敷地①の一部は、市が青葉台公園第 2 駐車場として借用しています。また、敷地③の一部（濃い青色の枠内）は、財務省関東財務局と市が管理委託契約を締結し、暫定利用広場「朝霞の森」として利用しています。その他の敷地は、原則閉鎖されています。



図 周辺の利用状況

出典：朝霞市基地跡地利用計画（平成 27 年 12 月）に加筆

本計画は、「朝霞市基地跡地利用計画（平成 27 年 12 月）」に示された公園用地及びシンボルロード用地（計 16.5ha）を対象とします。

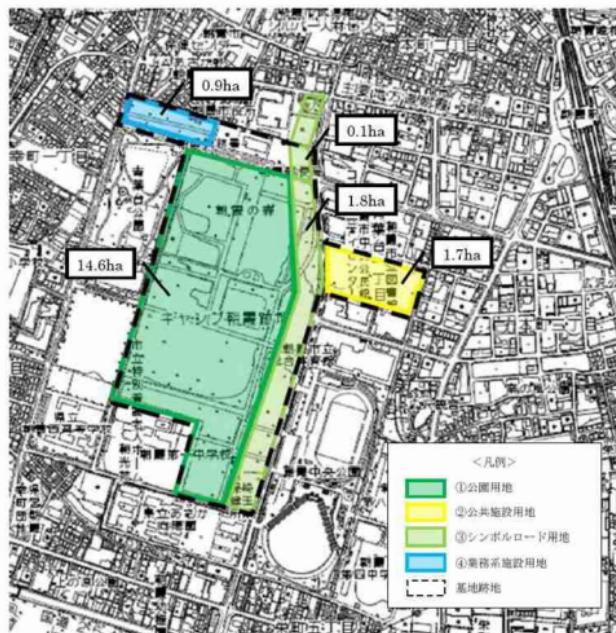


図 計画対象地

出典：朝霞市基地跡地利用計画（平成 27 年 12 月）

(3) これまでの検討経緯

市は、平成 20 年（2008 年）4 月に「朝霞市基地跡地利用計画」を策定し、これに基づき、平成 22 年（2010 年）3 月に「朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画」を策定しました。

その後、国家公務員宿舎の建設中止が決定したことから、関東財務局からの要請に基づき、平成 27 年（2015 年）12 月に「朝霞市基地跡地利用計画」を策定し、同月に国へ提出しました。

これを受け、市は、朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画見直し検討委員会を設置し、計画見直しに関する検討を開始し、2020 東京オリンピック・パラリンピックの競技会場へのアクセスルートの一つとしてシンボルロードを先行して整備するため、平成 29 年（2017 年）6 月に、「朝霞市シンボルロード整備基本計画」を策定しました。

表 基地跡地に関する主な検討経緯

昭和 20 年（1945 年）9 月	旧陸軍施設に米軍が進駐（キャンプドレイクの設営）
49 年（1974 年）8 月	キャンプ朝霞の大部分の日本返還が決定
53 年（1978 年）11 月	キャンプ朝霞跡地利用基本構想策定
61 年（1986 年）2 月	米軍通信施設返還により市内から米軍基地がなくなる
平成 13 年（2001 年）5 月	朝霞市基地跡地利用計画策定
15 年（2003 年）6~7 月	国は、財政制度等審議会から答申を受け、基本的な方針を「原則留保、例外公用・公共用利用」から「原則利用、計画的有効活用」に転換
18 年（2006 年）12 月	朝霞市基地跡地利用基本計画（最終報告）が市に提出される
19 年（2007 年）12 月	朝霞市基地跡地整備計画書が市に提出される
20 年（2008 年）4 月	朝霞市基地跡地利用計画策定（翌月に国へ提出）
21 年（2009 年）2 月	朝霞基地跡地地区地区計画決定
22 年（2010 年）3 月	朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画策定
23 年（2011 年）12 月	国家公務員宿舎建設中止決定
24 年（2012 年）2 月	財務省関東財務局長から「基地跡地利用計画」のうち土地利用計画の見直しと再提出を求められる
11 月	暫定利用広場「朝霞の森」オープン
27 年（2015 年）12 月	朝霞市基地跡地利用計画策定（同月に国へ提出）
28 年（2016 年）7 月	朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画見直し検討委員会を設置し、計画見直しに関する検討を開始
29 年（2017 年）6 月	朝霞市シンボルロード整備基本計画策定

2. 今回の計画見直しの位置づけ

本計画は、平成 22 年（2010 年）3 月の整備基本計画策定後に行われた上位計画等の変更内容を反映させるとともに、平成 28～29 年度（2016～2017 年度）に開催した朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画見直し検討委員会における意見及びこの間に行った市民意見交換会、アンケート調査、関係機関へのヒアリング等を通じて寄せられた市民・関係機関の提案・ニーズ等を反映し、主に次の事項について示すものです。

- ・公園・シンボルロードの利活用ニーズを踏まえた活動イメージ及び整備の方向性
- ・公園・シンボルロードの整備事業の進め方

本計画策定後、平成 32 年（2020 年）春に向け、シンボルロードの暫定供用に向けた第 1 期整備を最優先に進めます。

その上で、第 2 期整備着手前（平成 32 年（2020 年）以降）に、第 1 期整備における成果、課題等の検証を踏まえ、第 2 期整備以降の内容・スケジュール等の確認を行い、優先的に進める整備内容を検討します。

さらに、シンボルロードの整備や活用から得られた知見、社会情勢や市民ニーズの変化を踏まえて、シンボルロード第 2 期整備の完了が見込まれる平成 37 年（2025 年）以降に、基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画の見直しの必要性について検討することを前提とします。

なお、本計画は、次の理由によりシンボルロード整備基本計画（平成 29 年（2017 年）6 月策定）の内容を包含するものとして策定します。

- ・平成 32 年（2020 年）春のシンボルロードの暫定供用に向け、早急に該当する区域の整備基本計画をまとめる必要があり、先行して整備基本計画を策定したが、公園とシンボルロードは一体の空間であり、計画上も一体のものとして方向性を示す必要があること
- ・シンボルロード整備基本計画は、公園の整備内容に応じて第 2 期以降の整備の優先順位については見直しを行うことを前提としていること

朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画(平成 22 年 3 月)

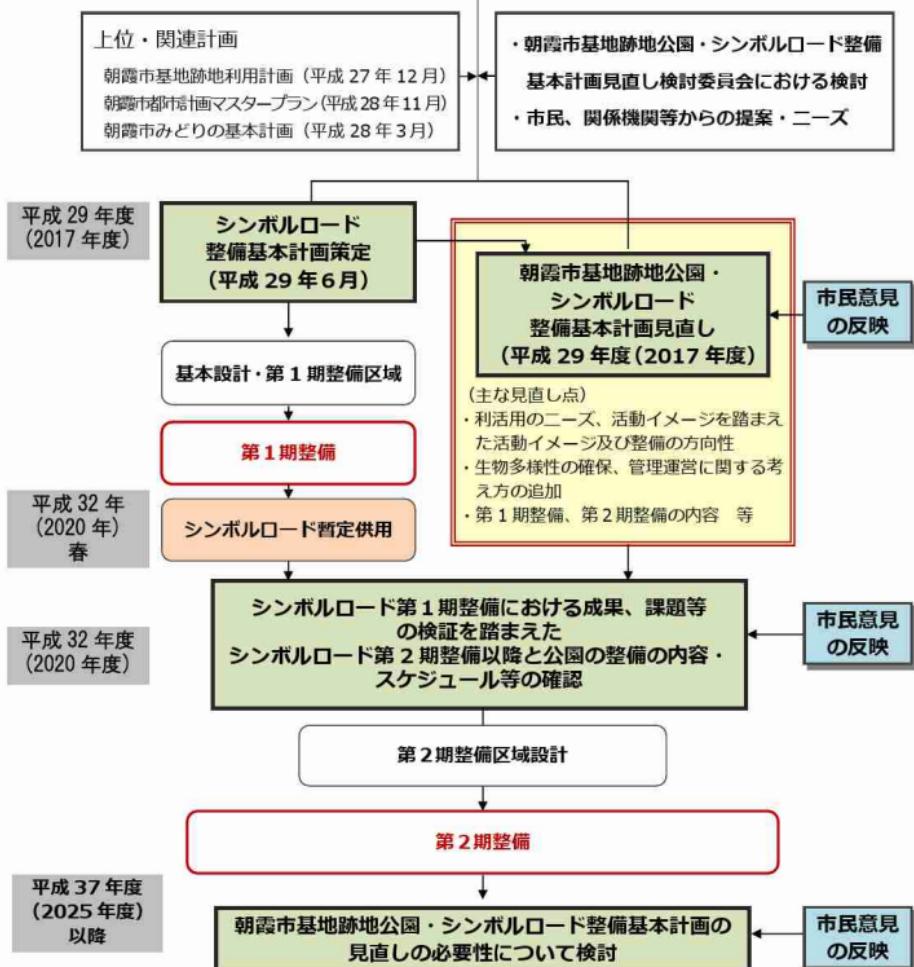


図 公園・シンボルロードの整備における今回の計画見直しの位置づけ

3. 整備基本計画見直しの考え方

(1) 上位計画により公園に求められる機能

公園を含む基地跡地（留保地約19.1ha）は、市の南西部に位置し、東武東上線朝霞駅から約700mの距離に位置しています。

平成22年（2010年）3月に策定した当初計画は、「あさかの森をつくる」という大きなコンセプトのもとに、「遊び・学び・癒される・憩いの森」「人と自然が共存する森」「市民が守り育てる森」の3つのコンセプトを掲げ、整備の考え方、方針を示しました。

平成27年（2015年）12月に策定した朝霞市基地跡地利用計画において、公園を含む基地跡地は、「既存の周辺公共施設の活用及びそれらとの連携とともに、緑の拠点としての機能や市の文化、スポーツ、レクリエーション的利用など、多面的な活用が期待される本市のシンボルとなる拠点」と位置付けられており、その中で、みどりの拠点ゾーンの土地利用方針として、防災拠点機能を備えた総合公園としての活用、多様な動植物を育む樹林の保全、様々な利用が行われる空間としての活用等の方向性が示されています。

また、「朝霞市都市計画マスタープラン（平成28年11月改訂）」及び「朝霞市みどりの基本計画（平成28年3月改訂）」において、豊かな自然・環境の拠点、レクリエーション、憩い、交流、防災機能を有するみどりの拠点として位置付けられており、周辺施設と連携した多面的な利用可能性の検討を行い地域の交流と活性化を図るという方向性が示されています。

当初計画に示された公園・シンボルロードのコンセプト、上位計画に示された方向性及び隣接する青葉台公園、朝霞中央公園の主な機能を踏まえ、公園に求められる機能を次のように整理します。

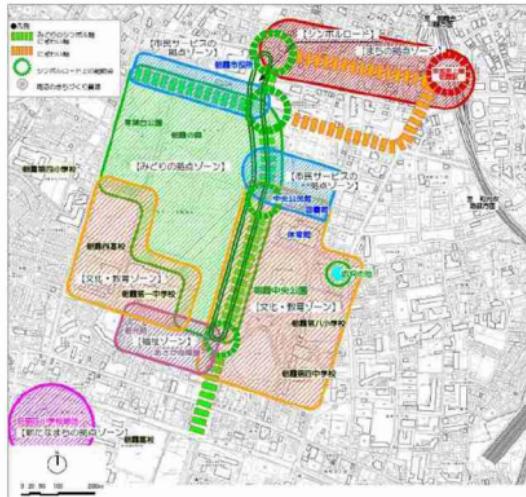


図 基地跡地及び周辺エリアのソーニング

出典：朝霞市基地跡地利用計画（平成27年12月）

【当初計画における公園・シンボルロードのコンセプト】

あさかの森をつくる

遊び・学び・癒される・
憩いの森

人と自然が
共存する森

市民が
守り育てる森

【上位計画に示された方針等】

朝霞市基地跡地利用計画	<ul style="list-style-type: none"> ◆基本コンセプト 周辺の公共施設と連携し、緑に囲まれた“次の朝霞”的ための“憩いと交流の拠点” ◆みどりの拠点ゾーンの土地利用方針 <ul style="list-style-type: none"> ・防災拠点機能を備えた総合公園 ・多様な動植物を育む樹林 ・人と動物が共存する武蔵野の風景 ・自然性と都市性が調和する緑に囲まれた空間 ・様々な利用が行われる空間 ・歩道や広場などの施設や便益施設等の配置
朝霞市都市計画マスタープラン	<p>(全体構想) 豊かな自然・環境の拠点となるまとまった緑地を保全する拠点</p> <p>(地域別構想) 防災拠点やみどりの拠点など周辺施設と連携した多面的な利用可能性の検討を行い地域の交流と活性化を図る</p>
朝霞市みどりの基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の樹木・樹林等の豊かな自然環境を受け継ぎながらレクリエーション、憩い、交流の拠点として一体的な活用 ・防災機能を有するみどりの拠点 ・周辺施設と連携した多面的な利用可能性の検討を行い地域の交流と活性化を図る

公園・シンボルロードに求められる機能

- 多様な動植物を育む自然環境の保全
- 人と自然が共存する遊び・学び・憩いの場
- 地域の交流、活性化の拠点
- 防災拠点機能

青葉台公園の主な機能

- スポーツ・運動
団体：ソフトボール、少年野球
テニス、ゲートボール
個人：ウォーキング
- 遊び
芝生広場、遊具、水遊び

朝霞中央公園の主な機能

- スポーツ・運動
団体：陸上競技、サッカー、野球
個人：ジョギング、ウォーキング
- 遊び
遊具（幼児遊具、ブランコ等）

(2) 見直しの考え方

上位計画により公園に求められる機能及び当初計画策定後の諸条件の変化を踏まえ、以下の考え方へ沿って見直しを進めます。

①朝霞市基地跡地利用計画見直しによって新たに加わった区域（旧公務員宿舎用地）の位置づけ

市民中心で管理運営を行ってきた暫定利用広場「朝霞の森」の利用形態を継承することを前提とします。

②青葉台公園と連携した総合公園としての機能の検討

当初計画において、公園西側の主要な入口の一つに位置づけられ、活動拠点施設を設けることが計画されている場所には、青葉台公園と連携した活用が図れる機能及び整備を検討します。

③周辺公共施設と連携した利用機能の検討（公民館・総合体育館・図書館、朝霞保健所・向陽園に近接する区域）

シンボルロード整備基本計画に基づき、中央広場、南口広場を設けることで、各施設と連携した活用を図ります。

周辺の公共施設を訪れる人に、緑に囲まれて憩える空間を提供できる場をつくることを検討します。

④シンボルロード整備基本計画の反映

シンボルロード整備基本計画の対象範囲である、公園通りから西側 30m のシンボルロード区域と、そこから公園区域内の東園路までを合わせた、幅約 60m の範囲については、朝霞市シンボルロード整備基本計画の内容を公園整備基本計画に反映します。

⑤平成 28 年度（2016 年度）に把握した市民、関係機関からの公園・シンボルロードの整備・利活用に対する意見、提案の反映

市民が公園に求める活動の方向性を反映し、緑の保全と、市民による公園の利用の共存の観点から、ゾーニングの見直しを行います。

当初計画における整備の考え方へ含まれない提案・意見については、見直し検討委員会や市民との意見交換会においていただいた意見を踏まえ、見直し計画への位置づけの是非を検討します。

⑥土壤汚染区域の分布を考慮した整備の進め方の検討

基地跡地の土壤汚染対策は、国、埼玉県と協議中であるため、土壤汚染区域周辺の整備に早期に着手することは困難です。そのため、土壤汚染区域の少ない場所の整備を優先的に検討することを念頭において、整備の優先順位を検討します。

土壤汚染区域は、整備内容により樹木の伐採及び土壌の被覆または入れ換え等の対策を行う必要性があるため、汚染対策実施後の用途を市民協働で検討します。

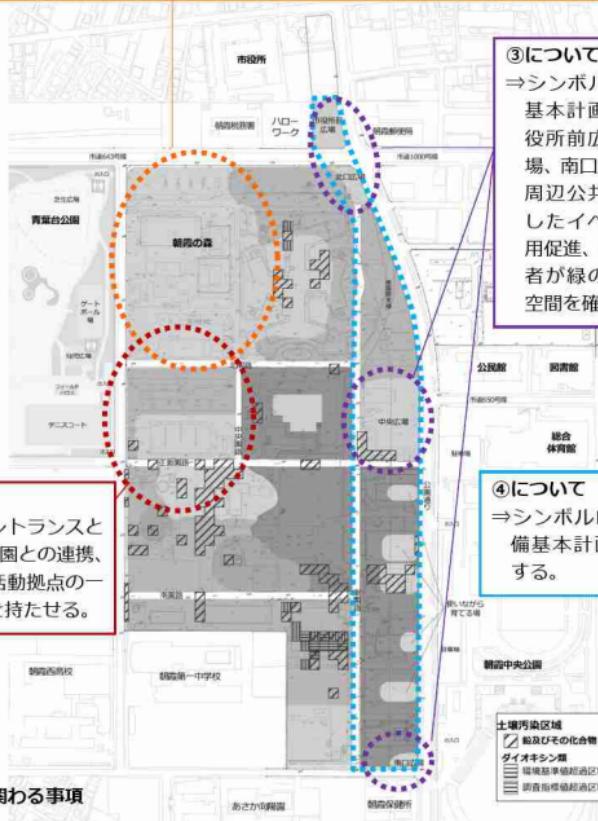
(3) 見直しの考え方の展開

見直しの考え方の①～⑥は、下図に示す範囲の見直しにおいて特に考慮します。

①について

⇒朝霞の森の利用形態は継承する。

当初計画のコンセプト、整備の考え方を踏襲しつつ、朝霞の森における市民中心の管理運営の実績を活かして、「使いながらつくる、つくりながら考える」という考え方を公園づくり全体に広げていく。



②について

⇒公園西側のエントランスとして、青葉台公園との連携、公園における活動拠点の一つとなる機能を持たせる。

公園全体に関わる事項

⑤について

⇒市民、関係機関等からの提案・ニーズに基づく活動の方向性を踏まえ、「利用を重視する空間」「保全を重視する空間」の観点から、整備の方向性を見直す。

⇒公園の生物の多様性の保全に関する方針を示す。

⑥について ⇒整備の進め方の中で方針を示す。

③について

⇒シンボルロード整備
基本計画に示した市役所前広場、中央広場、南口広場を拠点に周辺公共施設と連携したイベント等の利用促進、公共施設利用者が緑の中で憩える空間を確保する。

④について

⇒シンボルロード整備基本計画を反映する。

4. 公園・シンボルロードのコンセプト

当初計画に掲げたコンセプト及び整備の考え方、方針を基本としつつ、その後に寄せられた市民、関係機関等からの提案・ニーズ等を踏まえ、公園整備を通じて「遊び・学び・癒される・憩いの森」、「人と自然が共存する森」をめざします。また、その実現に向けて、市民が公園を守り育てる仕組みをつくっていきます。



整備の考え方

- 朝霞市民の財産となるオープンスペース
- 新たなにぎわい、交流の拠点、彩夏祭などのイベントの場所
- 将来を担う子どもたちの活動の場
- 基地の歴史の保存と継承

整備の方針

「現状の自然環境を活かし、必要な手入れを継続的に行うことにより、自然環境や生物の多様性を保全します。」

「憩い・遊び・学ぶことのできる公園にします。」

「自然の中で人々が憩い・遊び・学ぶための多様なゾーンをつくり、それぞれの特性に応じた活動を行う場をつくります。」

「市民と行政が手を取り合い協働で管理運営を行います。」

「市民が使いながら時間をかけて手づくりで成長させていく公園とします。」

- 既存の緑の保存
- 地域の歴史を物語る樹木の保全
- 朝霞市の緑の拠点
- 生物の多様性の保全

- 周辺施設と連携した機能の配置
- 市民の憩いの場・健康増進の場
- 周辺の公共施設と連携した防災の拠点

- 既存通路の利用・既存の緑の活用
- 時間をかけた整備・市民が使いながら成長する公園
- 市民参加による公園の管理・運営

「朝霞市の中心的な場所に立地する緑の拠点として、基地の歴史と自然を伝えながら市民に愛される魅力あふれる公園を目指します。」

5. 公園の現況と整備に向けた留意事項

(1) 空間の構成要素（現状）

土地の被覆状況及び植生から、公園内の空間は、「裸地・舗装面」「草地」「密度が比較的低い樹林地」「竹林」「密度が比較的高い樹林地」に分けられます。

開けた空間である裸地・舗装面は、公園を訪れる人の交流の場となる広場として活用することが考えられるなど、利用ポテンシャルの高い空間といえます。

また、密度が比較的高い樹林地は、生物の生息・生育環境として保全するなど、保全を重視した活用が考えられます。

これらの中間に当たる草地、密度が比較的低い樹林地、竹林は、利用と保全のバランスを取りながら活用することが考えられます。

さらに、公園内には、基地時代に整備された道路が残されており、当面の間、動線として活用することが考えられます。

なお、公園内には、土壤汚染対策法に基づく「形質変更時要届出区域」（特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域）に指定された、鉛及びその化合物による汚染区域が存在しています。また、環境省が定める「ダイオキシン類に係る土壤調査測定マニュアル」に示されたダイオキシン類の基準値、調査指標値を超過する汚染区域も存在しています。これらの区域については、整備、開放を行う前に適切な対策を行うことが求められます。



図 空間の構成要素（現状）

・園路名称は、当初計画及び朝霞市シンボルロード整備基本計画の記載に準じた仮称であり、整備を進める中で市民と名称を検討します。

・朝霞市シンボルロード整備基本計画の対象範囲について、「朝霞市シンボルロード整備基本計画」に基づく広場名称等を表示しています。

(2) 公園への主なアクセス動線

歩行者のアクセスについては、東武東上線朝霞駅から主要地方道朝霞・蕨線（駅前通り）または市道 1000 号線を経由し、公園北東部に到達するルート、及び周辺の最寄バス停からのアクセスが想定されます。

自動車のアクセスについては、国道 254 号、県道 109 号から上ノ原通線（公園通り）を経由し、公園南側に到達するルート、緑ヶ丘通線（城山通り）、観音通線から本町通線（市道 1000 号線、643 号線）等を経由し公園北側からアクセスするルートが想定されます。

これらのアクセス動線と、広場としての活用が考えられる空間との結節点となる場所が、公園へのゲートの役割を果たすと考えられます。

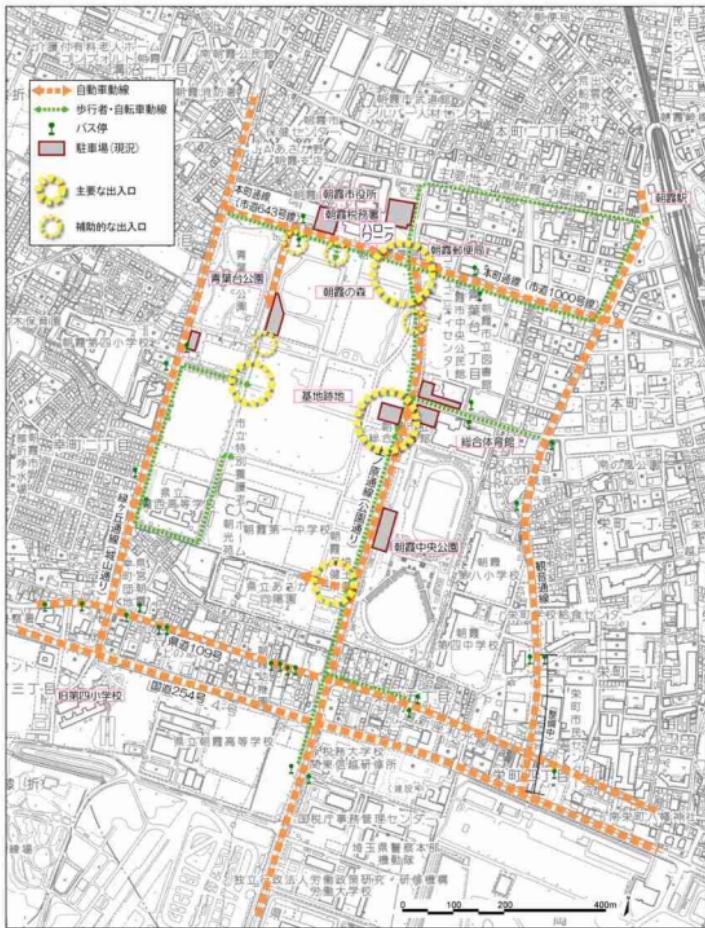


図 主なアクセス動線

(3) 自然的環境

①現況

ア. 植物相

公園区域の北部と南西部に比較的密度の低い落葉広葉樹林が分布し、区域の中央部と公園通りに沿った南東部分に比較的密度の高い落葉広葉樹林が分布しています。

樹種は、過去に植栽されたと推測されるヤマザクラ、ハリエンジュ、スズカケノキ、周辺地域の雑木林の構成樹種であるムクノキ、エノキ、ミズキ、先駆性樹種であるアカメガシワが多く見られます。また、過去の主要動線等に沿って、スズカケノキ、ヤマザクラ、イチョウの大径木が見られます。なお、樹林地の一部において、埼玉県レッドデータブックにおいて準絶滅危惧（NT）に指定されているサイハイランが群生しています。また、マツバラン（環境省レッドリスト準絶滅危惧（NT）、埼玉県レッドデータブック絶滅危惧ⅠA（CR））が数箇所で確認されていますが、埼玉県レッドデータブックによると、計画地が含まれる荒川西台地においては、自然分布ではない可能性があるとされています。

イ. 鳥類・昆虫類

平成 22 年（2008 年）、平成 28～29 年（2016～2017 年）に実施した生物調査から、樹林性の鳥類（エナ、ウソ等）、草地のような開けた空間と樹林地の組み合わせを好む鳥類（モズ、ジョウビタキ、アトリ等）が確認されています。

昆虫類の生息環境の観点からは、「朝霞の森」として利用されているエリアの一部やリトルベンタゴン付近にみられる草刈を実施しないエリアで多くの昆虫類が確認されています。一方、正面園路南側のホオジロの繁殖が確認されているエリアの草地は、クズの繁茂が進み、確認された昆虫類の種数が少なく、単調になっています。また、樹林地については、大木の生長により林床に光が届きにくい場所が多く、植生が貧弱になっており、あまり多くの昆虫類が確認されていません。

②課題

平成 22 年（2008 年）、平成 28～29 年（2016～2017 年）に実施した生物調査の結果を踏まえ、自然的環境の保全について、以下の課題が挙げられます。

- ・基地跡地の樹林地は、基地時代の人工的な植栽に、鳥類散布、風散布等によって分布を広げる樹木が加わって形成されたものであり、周辺地域の植生とは異なる環境となっていることから、将来的にめざす樹林地のあり方については慎重に検討を進める必要があります。
- ・確認されている希少種については、公園の整備を行う際に保全を検討する必要があります。
- ・現在の状態を生息環境として活用している生物種も確認されていることから、その生息環境の維持についても留意が必要です。

落葉広葉樹の林と草地の空間

朝霞の森



スズカケノキ、シラカシの木木



リトルペンタゴン跡北側の林（左：冬、右：夏）



スズカケノキの並木（左：朝霞の森側、右：南側）



アスファルト被覆地、草地の開けた空間

イチョウの大木 アスファルト被覆地



草地



様々な樹木が混じった林、竹林、草地が混在する空間

ヤマザクラが優占する林



ケヤキ、スズカケノキが優占する林



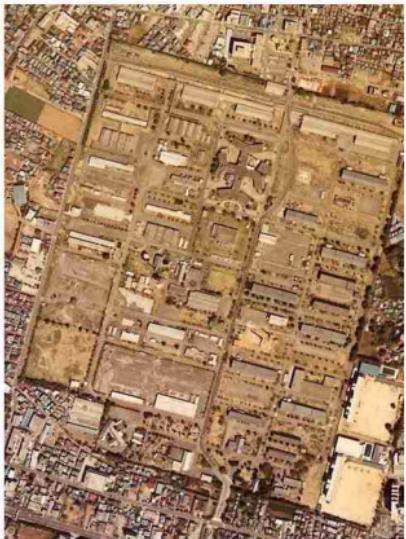
落葉広葉樹の林と草地の空間



図 自然的環境の分布

【参考】基地跡地の変遷

昭和 53 年（1978 年）



昭和 58 年（1983 年）



平成 25 年（2013 年）



③生物の多様性の保全に向けた留意事項

ア. 基本的考え方

「朝霞市みどりの基本計画（平成 28 年 3 月改訂）」に示したみどりの将来像図において、青葉台公園、朝霞中央公園を含む基地跡地は水と緑の拠点の一つに位置づけられており、既存の樹木・樹林等の豊かな自然環境を受け継いでいくことが求められています。

また、国等では、平成 24 年（2012 年）の生物多様性条約第 10 回締約国会議で採択された「愛知目標」を受け、生物多様性の保全に向けた取組が進められています。

公園内の自然的環境の現況と課題を踏まえつつ、みどりの将来像の実現及び「愛知目標の達成に向けたわが国の国別目標」の達成に寄与していくことを念頭に、以下の考え方を基本として生物の多様性を保全します。

- 公園の生物多様性を確保し、子どもたちが地域に本来、生息・生育するバッタやチョウなどの昆虫を身近に感じたり、森の中で様々な鳥の声を耳にしたりできる、動植物の生息拠点となる環境の形成をめざして、樹林地・草地の保全・再生を進め、市民が生物多様性について学ぶ場として公園の自然を活かしていきます。
- 具体的にめざす樹林地等のあり方については、これまでの生物調査で得られた情報が限られた調査日における限定的な結果であることを考慮し、市民と協力して公園及び周辺に生息・生育する生物の情報の蓄積を統一、市民と話し合いながら目標とする草地、樹林地の方向性を具体化します。
- 継続的な手入れが必要な樹林地については、市民参加による樹林管理を検討します。
- 新たに植栽する植物は、在来種を中心としますが、花壇の植栽等、利用を重視する場所における外來種の取扱については、その都度、市民と話し合いながら整理します。

イ. エコロジカル・ネットワークの形成イメージ

整備の方向性を明らかにするに当たり、生物の多様性の保全の観点から、次の点に留意して公園内の空間の保全と活用を図ります。

- ・公園中央部の鳥類の繁殖や重要種等が確認されている樹林地及び草地のうち、土壤汚染の影響の少ない範囲を、動植物の生息・生育環境の核として保全すること。
- ・核となる樹林地・草地の南側に広がる樹林地は、バッファー空間として保全と活用を共存させながら、適正に活用、管理していくこと。
- ・核となる樹林地・草地と、公園内の重要地点、周囲の公園等の間に、連続した緑または飛び石状の緑を配置し、ネットワークを形成していくこと。

【参考】愛知目標の達成に向けたわが国の国別目標への寄与

公園において生物の多様性の保全に向けた取組を進めることで、「愛知目標の達成に向けたわが国の国別目標」の次の項目に貢献できると考えられます。

A-1-1：生物多様性の広報・教育・普及啓発等の充実・強化

B-1-2：2020 年までに生息地の劣化・分断の減少のための取組の実施

D-2-2：生態系の保全と回復対策の推進による気候変動の緩和と適応対策の推進



図 エコロジカル・ネットワークの形成イメージ

(4) 基地跡地の遺物・遺構

①現況と課題

公園は、旧日本軍の被服廠や米軍基地として使用された歴史を有しており、米軍基地時代に建てられた小屋、兵舎、ガソリンスタンド跡など、様々な遺物が残されています。

また、「朝霞の森」の東側には、通称「リトルペントガロン」と呼ばれる特徴的な形状をした建物跡地があります。

さらに、図示した遺物のほかに、「止まれ(STOP)」「立入禁止(OFF LIMITS)」等の標識、通り名を表示していたと推測される矢羽型サイン、消火栓が各所に点在しています。

しかし、いずれの遺物も、老朽化が進行しています。

②遺物・遺構の保全・活用に向けた留意事項

市民の中には、基地を忘れない、負の遺産であるという考え方がある一方で、この土地が有してきた貴重な歴史や記憶を後世に伝えていくことは、公園の大切な役割の一つでもあり、地域の歴史を学ぶ素材として遺物・遺構の存在を活かしていくことが考えられます。

ただし、老朽化が進んでいること踏まえ、次の点に留意して、保全または活用を図ります。

- ・老朽化した遺物・遺構は、当面、フェンスで囲うなどして安全を確保します。
- ・具体的な保全・活用方法は、遺物・遺構が立地する場所の整備を進める段階で、安全面や保存価値について専門家を交えて検討します。
- ・特徴的な形状のリトルペントガロン跡地については、遺構の範囲を示す造形物(埋め込みタイル、モニュメント等)を設けるなど、その存在を継承する方法を検討します。

リトルペントガロン跡



変電設備



小屋



6. 活動ニーズの展開

(1) 公園の整備・活用に対する市民・関係機関からの提案

当初計画策定後の平成 26 年（2014 年）11 月に、市は、今回の見直しにより公園用地に組み込まれた旧公務員宿舎予定地に基地跡地暫定利用広場「朝霞の森」をオープンし、市民中心の管理・運営により利活用を進めてきました。また、この間、朝霞市基地跡地利用計画を見直すなど、公園を取り巻く状況は変化しています。

このため、シンボルロード整備基本計画の策定及び当初計画の見直しにあたり、次の機会を通じて、改めて公園・シンボルロードの整備・利活用に対する市民、関係機関等からの提案・ニーズの把握を行いました。

<市民・関係機関等の提案・ニーズの把握>

- あさかの公園で楽しみ隊活動報告書（平成 23 年（2011 年）3 月）
- 関係機関等ヒアリング（平成 28 年（2016 年）8 月～平成 29 年（2017 年）2 月）
- 市民企画講座「みんなで考えよう！楽しいシンボルロードづくり」
（平成 28 年（2016 年）10 月）
- 市民意見交換会（平成 28 年（2016 年）10 月）
- 朝霞の森秋まつりで実施したアンケート（平成 28 年（2016 年）11 月）
- 小中高校生アンケート（平成 29 年（2017 年）1～2 月）
- 平成 28 年度朝霞市政モニター 第 2 回アンケート調査
（平成 29 年（2017 年）2～3 月）
- 市民意見交換会（平成 29 年（2017 年）7 月）

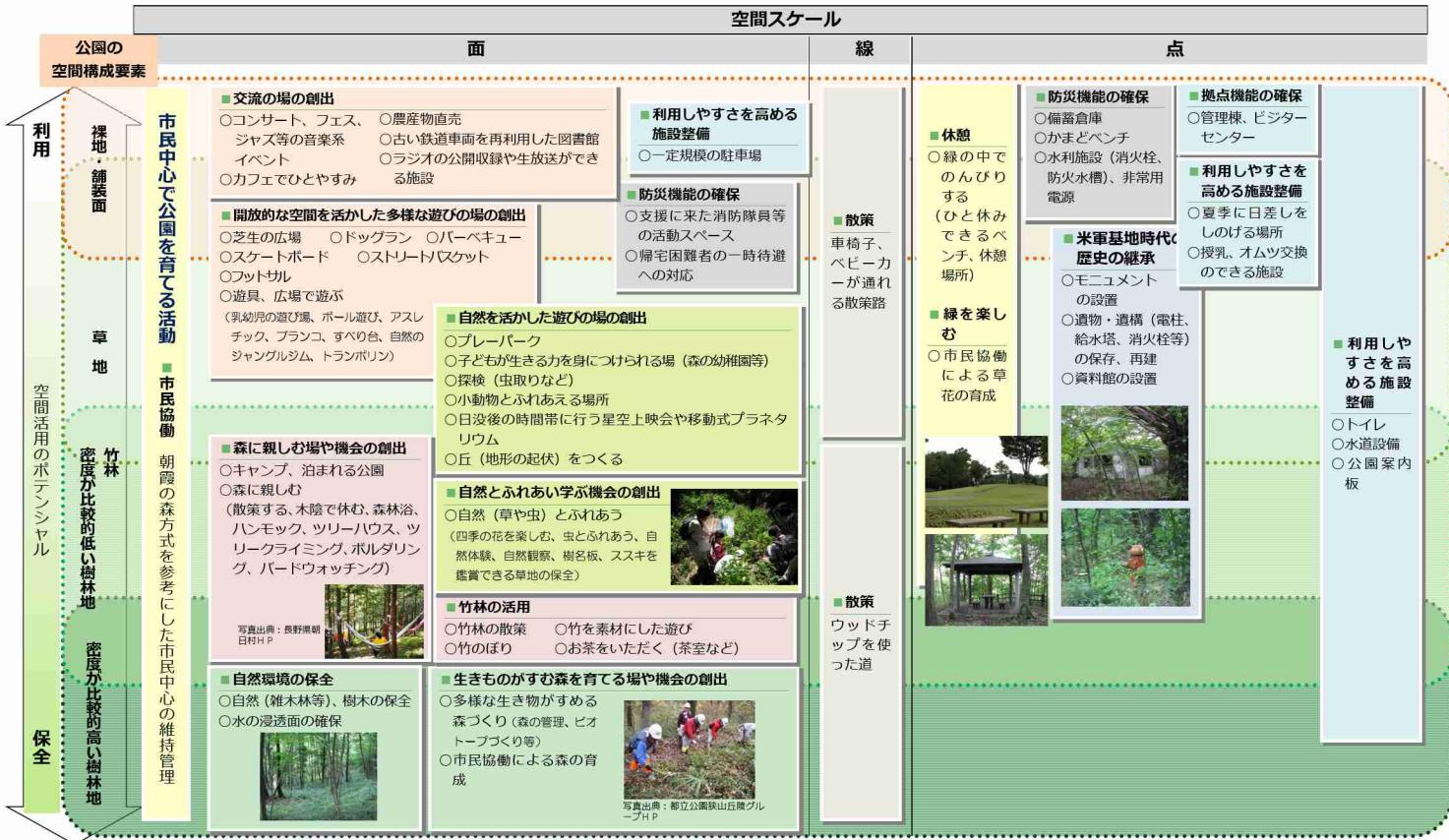
いただいた提案・ニーズは、活動に関する提案・ニーズ、施設整備に関する提案・ニーズに大別され、さらにそれぞれ下図に示す方向性に分類されました。

これらの提案・ニーズを展開できる可能性のある空間構成要素との関係を次ページに整理しました。



図 市民、関係機関等からの提案・ニーズの方向性

◆市民、関係機関等からの提案・ニーズと展開可能性のある空間構成要素との対応



<p>※公園区域内での展開が困難と考えられる提案・ニーズと理由</p>	水場・水辺の創出	プール	基地跡地公園に求められる機能に即さないため
	にぎわい創出	じゃぶじゃぶ池	青葉台公園に同様の機能があるため
	利用しやすさを高める施設整備	野外音楽堂	仮設設備で対応できるため
	スポーツ系のニーズ	無電柱化	公園区域外のため

(2) 活動ニーズの展開

前項で整理した、市民・関係機関等からの提案・ニーズと展開可能性のある空間構成要素との対応をもとに、以下の考え方を基本として、提案・ニーズの展開可能性のある場所を整理しました。

【活動ニーズ展開の考え方】

- 既存の空間構成要素（裸地・舗装面、草地、竹林、樹林地等）ができる限り活かし、空間の特性の応じた活動を展開します。
- 散策・休憩・みどりを楽しむ活動は、公園全体を使って楽しめますようにします。特に、周辺の公共施設やまちとつながる動線と重なる場所で、散策、休憩利用を展開します。
- 公園と周辺の市街地、施設を結ぶ結節点となる空間において、にぎわい、交流の創出につながる活動を展開します。
- 朝霞の森の利用形態は、継承、拡大していきます。
- 多様な生物の生息環境となっている公園中央部の樹林地を中心に自然環境を保全し、森を育む活動を展開し、その周辺のバッファーとなる樹林地において利用と保全が共存できる活動を展開します。
- 開けた空間（裸地・舗装面）を活用して、災害時に想定される利用を展開します。

【公園全体を使って展開する活動等】

- 散策 ■休憩 ■緑を楽しむ
- 米軍基地時代の歴史の継承 ■利用しやすさを高める施設整備
- 水の浸透面の確保

緑のある風景を楽しみながら散策、休憩する

開けた空間を災害時に活用する

■防災機能の確保

- 防災機能の確保（支援に来た消防隊員等の活動スペース等）
- 帰宅困難者の一時待避への対応等

並木の下でのんびりと散策、休憩する 市民協働で草花を育て、四季を楽しむ

周囲に残る森や基地時代の遺物を活かして、自然と歴史を学ぶ

- 拠点機能の確保
- 管理棟、ビジターセンター

市民や地域（学校等）と連携して 森の資源を活かし楽しむ

- 森に親しむ場や機会の創出
- キャンプ、泊まる公園
- 森に親しむ
(散策する、木陰で休む、森林浴、ハンモック、ツリーハウス、ツリーグライミング、ボルダリング、バードウォッチング)
- 竹林の活用
- 竹林の散策、竹を素材にした遊び、竹のぼり
- お茶をいただく（茶室など）

草原や木立の中でのびのび遊び学ぶ

■自然を活かした遊びの場の創出

- プレーパーク
- 子どもが生きる力を身につけられる場（森の幼稚園等）
- 探検（虫取りなど）
- 日没後の時間帯に行う星空上映会や移動式プラネタリウム
- 丘（地形の起伏）をつくる
- 小動物とふれあえる場所

■自然とふれあい学ぶ機会の創出

- 自然（草や虫）とふれあう
(四季の花を楽しむ、虫とふれあう、自然体験、自然観察、樹名板、ススキを鑑賞できる草地の保全)
- 開放的な空間を活かした多様な遊びの場の創出
- 芝生の広場
- ドッグラン
- バーベキュー
- スケートボード、ストリートバスケット、フットサル
- 遊具、広場で遊ぶ（乳幼児の遊び場、ボール遊び、アスレチック、ブランコ、すべり台、自然のジャングルジム、トランポリン）

にぎわいと交流を生み出す

■交流の場の創出

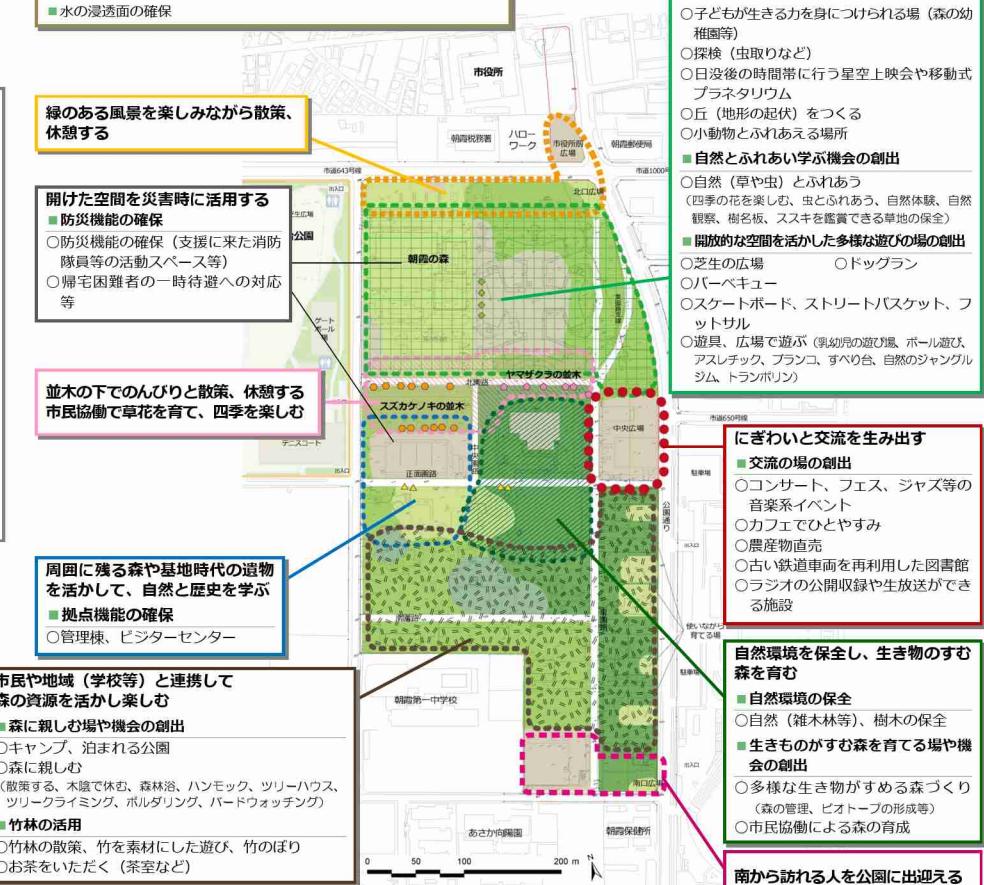
- コンサート、フェス、ジャズ等の音楽系イベント
- カフェでひとやすみ
- 農産物直売
- 古い鉄道車両を再利用した図書館
- ラジオの公開収録や生放送ができる施設

自然環境を保全し、生き物のすむ森を育む

■自然環境の保全

- 自然（雑木林等）、樹木の保全
- 生きものがすむ森を育てる場や機会の創出
- 多様な生き物がすめる森づくり
(森の管理、ビオトープの形成等)
- 市民協働による森の育成

南から訪れる人を公園に出迎える



7. 動線の考え方

公園の現況と整備に向けた留意事項、活動ニーズの展開を踏まえ、公園内の動線の考え方を次のように整理します。

- 「6. 活動ニーズの展開」において整理した、各活動エリアをつなぐ動線を形成していきます。
- 基地時代に整備された道路のうち主要な道路（東園路、北園路、正面園路等）については、当面の間、動線として活用します。また、将来的にも、日常時の管理車両通行、災害時発生時に支援に來た他行政機関の緊急車両の通行・駐車ペースとして活用することを想定しますが、供用区域の拡大に合わせて柔軟に園路の見直しを図ります。
- 公園の西側部分に南北方向の動線がないことから、草原や並木の間を抜けて活動エリアを行き来できる空間をつくる、密度が比較的低い樹林地内に散策路を設けるなどして、南北方向の動線を確保します。
- 生物の生息・生育環境の核となる樹林地は、人の立ち入りを抑制するため、既存の園路以外に新たに主要な動線を設けないこととします。
- 自動車によりアクセスしやすい西側、南側の主要な出入口付近に駐車場を確保します。
- 公園の外周道路を歩行者が安全に、安心して、ゆとりを持って通行できるよう、道路と公園の境界部において歩行者空間を確保します。

なお、園路の名称については、当初計画及びシンボルロード整備基本計画の記載に準じた仮称であり、整備を進める中で市民と名称を検討します。



- ◆◆◆ 公園内の既存道路を活かす動線
 ◆◆◆ 将來的に形成する動線のイメージ
 ◆◆◆ 主要な出入口・補助的な出入口
 ■■■ 自動車動線
 * * * 歩行者・自転車動線

図 動線イメージ

8. 整備の方向性

公園の現況と整備に向けた留意事項、活動ニーズの展開、動線の考え方を踏まえ、次ページの図に示す区域ごとに、「整備の方向性」として示します。

整備の方向性は、将来的にめざす公園各区域の姿、その実現に向けた留意事項を示すものです。

公園施設整備については、土地の権原、土壌汚染対策について国との協議が整った段階で進めていくこととなります。

そのため、当面の間は、既存の道路を活用しながら、市民が利用できる区域を広げていく形で開放を進めます。その上で、国との協議が整った段階で、新たな動線となる園路の整備、休憩施設、便益施設、管理施設等の整備、民間活力による施設整備・収益事業等の導入を進めます。



図 整備の方向性を示す区域

(1) 市道 643 号線沿い

① 展開する活動イメージ

○緑のある風景を楽しみながら散策、休憩する

② 特性

- ・朝霞駅に最も近い場所にあり、駅方面から公園・シンボルロードを訪れる人を出迎える空間となり、シンボルロード整備基本計画において、市道 643 号線と公園通りとの交差点部に市役所前広場、北口広場を設けることとなっています。
- ・市道 643 号線は、青葉台公園、朝霞西高校などへのアクセス路となっており、人通りが比較的多い場所です。また、北側に、多くの人が訪れる公共施設（市役所、朝霞税務署、ハローワーク）が立地しており、計画対象区域の中では集客性を見込める場所の一つとなっています。

③ 課題

- ・市道 643 号線の公園側の歩道は、通行量に対し、必ずしもゆとりの感じられる幅員になっていません。
- ・「朝霞の森」と郵便局前の交差点の間の樹林地は、やや鬱蒼とした状態になっており、公園の魅力を伝えられる緑とは言いがたい状況です。
- ・青葉台公園側の出入口については、両公園の連携を考慮した配置や、既存のエノキやイチョウの大木を活かした設計が求められます。

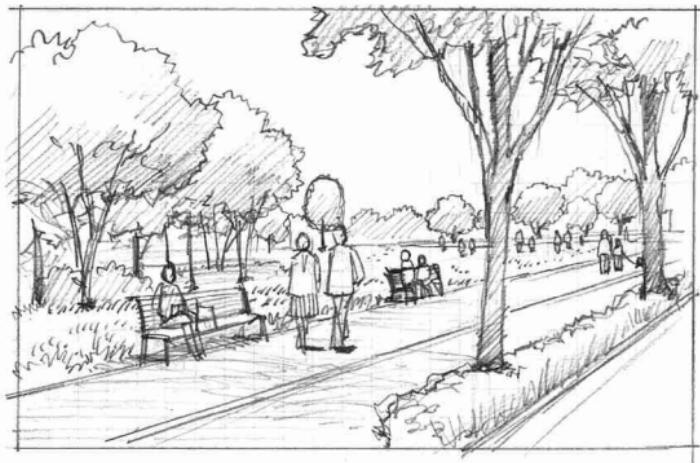


④整備の方向性

- ・公園・シンボルロードへのゲートにふさわしい、緑とにぎわいが感じられる空間をめざして、周辺の公共施設に立ち寄ったついでに、花や緑を楽しみながら、散策、休憩できる場をつくります。
- ・朝霞駅方面から公園・シンボルロードを訪れる人を出迎えるゲートとなる場所に広場を設け、小規模なイベントに対応でき、日常的には休憩に使える空間とします。
- ・「朝霞の森」と郵便局前の交差点の間の樹林地は、木々の向こうに「朝霞の森」の存在を望める明るい木立としていきます。
- ・公園用地に関する国との協議が整った段階で、周辺に公共施設が多く、市街地に近い立地を活かして、市場性を調査した上で、公園利用者の利便性の向上、休憩機能の確保に資するカフェ、コンビニ等の施設を民間活力により導入することを検討します。

【想定する施設】

- ・歩道と一体となった散策路
- ・広場（市役所前広場、北口広場）及びベンチ等の休憩施設
- ・コンビニ・カフェ等の収益施設（トイレ併設）
- ・駐輪場（既存施設を活用）



(2) 朝霞の森・リトルペンタゴン

①展開する活動イメージ

○草原や木立の中でのびのび遊び学ぶ

■自然を活かした遊びの場の創出

- ・プレーパーク　　・子どもが生きる力を身につけられる場（森の幼稚園等）
- ・探検（虫取りなど）　・日没後の時間帯に行う星空上映会や移動式プラネタリウム
- ・丘（地形の起伏）をつくる　・小動物とふれあえる場所

■自然とふれあい学ぶ機会の創出

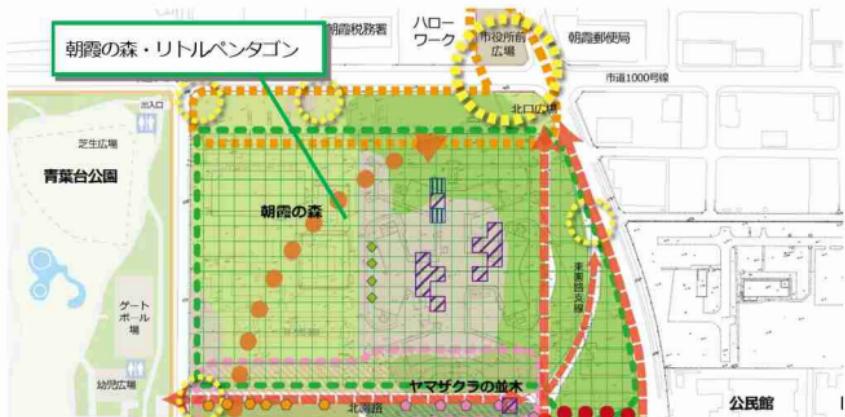
- ・自然（草や虫）とふれあう（四季の花を楽しむ、虫とふれあう、自然体験、自然観察、樹名板、ススキを鑑賞できる草地の保全）

■開放的な空間を活かした多様な遊びの場の創出

- ・芝生の広場　　・ドッグラン　　・バーベキュー
- ・スケートボード、ストリートバスケット、フットサル
- ・遊具、広場で遊ぶ（乳幼児の遊び場、ボール遊び、アスレチック、ブランコ、すべり台、自然のジャングルジム、トランポリン）

②特性

- ・西側の区域は、開けた草地の中央にスズカケノキの高木が生育しています。暫定利用広場「朝霞の森」として開放され、市民中心の管理運営が行われており、日常的な遊びの場であることに加え、自然観察、イベント、プレーパークなど多様な活動が行われています。
- ・区域内にはボール遊びができるエリア、バーベキューなど火が使用できるエリアが設定されています。
- ・草刈を実施しないエリアで多くの昆虫類が確認されています。
- ・東側の区域は、米軍時代に存在していた施設の形状から通称「リトルペンタゴン」と呼ばれています。建物跡はコンクリートで覆われていますが、その上に形成された薄い表土に草本類が生え、昆虫類の生息場所となっています。



③課題

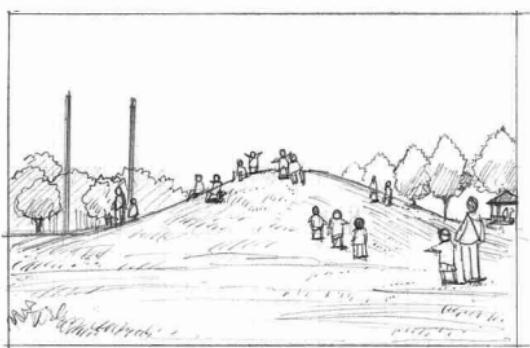
- ・「朝霞の森」のエリアは、レクリエーションに関する多様なニーズがある一方で、樹木や草地などの自然とふれあう活動ニーズも見られ、かつ昆虫類の生息環境の一つとなっていることから、利用を中心としつつ、草地などの自然環境の保全への配慮も求められます。
- ・「朝霞の森」は、土地を所有する国から市が無償管理委託契約を結んで利用しているため、管理運営活動の拠点となっている仮設のトレーラーハウスのほか、恒常的な施設は設置されておらず、休憩施設やトイレがないことが課題となっています。
- ・基地時代を象徴する場所の一つであるリトルペントゴン跡は、重要種を含む昆虫類の生息環境となっており、留意が必要です。また、建物跡の一部に土壤汚染区域が存在しており、汚染土壤を覆う等の対策が必要です。

④整備の方向性

- ・「朝霞の森」の草地とその周囲の樹林地を活かしながら、遊び、学び、交流につながる多種多様な活動の場を、市民と使いながらつくる場としていきます。そのため、市民中心の管理運営活動の拠点となる施設を設けることを検討します。
- ・利用を重視しつつ、草地や林縁などの自然的環境を保全していくため、施設整備は最小限にとどめ、現在行われている「ボール遊びができるエリア」の設定のように、空間の使い方を工夫することで多様なレクリエーション活動ができる場を創出していきます。
- ・リトルペントゴンの跡地については、遺構の範囲を示す造形物（形状に沿ってタイルを埋め込む等）を設ける、土壤汚染対策を要する区域に築山を設けるなど、象徴性を持たせる仕掛けを導入します。また、北口広場からリトルペントゴン跡への動線を確保します。
- ・朝霞の森のエリアについては、開けた空間を活かして、災害時には帰宅困難者の受け入れ等に活用します。

【想定する施設】

- ・市民中心の管理運営活動の拠点施設（交流スペース、倉庫、トイレ等を含む）
- ・築山
- ・ベンチ・四阿等の休憩施設
- ・駐車場・駐輪場（既存移設を活用）
- ・災害時に利用できる非常用電源（太陽光発電）、非常用トイレ等の設備



(3) 中央広場

①展開する活動イメージ

○にぎわいと交流を生み出す

■交流の場の創出

- ・コンサート、フェス、ジャズ等の音楽系イベント
- ・カフェでひとやすみ
- ・農産物直売 等

②特性

・中央公民館、総合体育館に面しており、これらの施設では各種のイベントやスポーツ大会が開催されています。また、図書館も近くに立地しています。

・南側の部分は、現在、臨時駐車場として利用しています。

・北側の部分は、コンクリート等の舗装の隙間などから生えた中木が繁茂しています。



③課題

- ・シンボルロードの中央部に位置し、周辺施設と連携した活用が望めるポテンシャルを活かしていくことが必要です。
- ・東園路及び正面園路に面する南西の一画に土壌汚染区域があります。

④整備の方向性

- ・周辺の公共施設と連携を図りながら、シンボルロード全体のにぎわい創出の拠点となる広場とし、周辺施設と連携してイベント等を行う場としていくとともに、周辺施設を訪れる人々が緑の中で憩える場を提供します。
- ・現在の臨時駐車場とその北側のアスファルト舗装上に樹木が生えつつある空間を合わせて約 5,000 m² の空間を確保し、その中に小規模なイベントから比較的規模の大きなイベントにまで幅広く活用できる広場を設けます。
- ・市民が日常的に集えるにぎわい創出の拠点としていくため、中央公民館と総合体育館の間の市道 650 号線から中央広場を望んだ際のアイストップとなるような場所（公園用地側）に、日常はベンチ、イベント時はステージとして利用ができるデッキテラスを設置します。また、仮設コンテナの利活用または市場性を調査した上で民間が運営するカフェやレストラン等の店舗誘致を積極的に行います。あわせて、これらの導入に対応できる電源、給排水設備を設けます。
- ・広場の北側には、緑陰の下や原っぱで読書を楽しめる緑の空間を設けるとともに、花木、紅葉する樹木を植栽し、四季を感じられる景観をつくります。
- ・土壌汚染区域は、汚染処理が完了するまでの間、フェンスで囲み、立入を制限します。
- ・平成 29 年（2017）年度に実施した希少植物の追跡調査において確認されたマツバラン、サイハイランについては、移植等の必要な保全対策を行います。

【想定する施設】

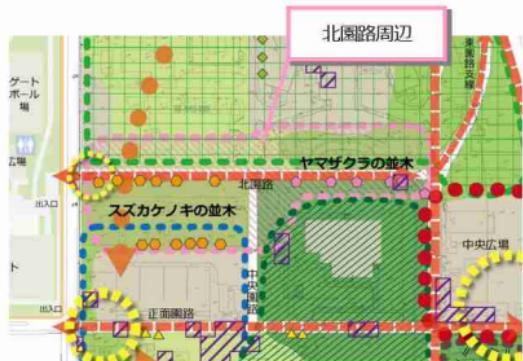
- ・デッキテラス

- 民間が運営するカフェ等の施設または仮設コンテナ（将来的にトイレを含む）

(4) 北園路周辺

①展開する活動イメージ

- 並木の下でのんびりと散策、休憩する
- 市民協働で草花を育て、四季を楽しむ



②特性

- ・北園路の南側には、園路に沿って、スズカケノキ、ヤマザクラの大木が生育しています。
- ・スズカケノキの並木は、約50mの間隔で2列植えられており、その間の空間は中低木、草が繁茂しています。
- ・北園路については、土壤汚染区域が1箇所ありますが、シンボルロード整備基本計画において、できる限り早期の整備を目指すこととしており、地域の東西を結ぶ通路として歩いて楽しめる環境を形成していくことが求められます。

③課題

- ・北園路に沿ってシンボルツリーとなり得るスズカケノキ、ヤマザクラの大木があるものの、周囲の中低木などに埋もれています。
- ・東園路沿いに、基地時代の小屋が残存していますが、老朽化が進んでいます。

④整備の方向性

- ・北園路に沿って残るスズカケの並木、ヤマザクラの並木の下で散策、休憩を楽しめる場とします。
- ・スズカケノの並木の間の開けた空間は、中低木を整理して、花木や実のなる木、草花を植栽し、木陰で読書やピクニックを楽しんだり、市民が花を育てたりできる、緑豊かな憩いの広場を形成します。
- ・基地時代の小屋は、当面フェンスで囲うなどして残し、保存・活用については整備段階で専門家を交えて検討します。

【想定する施設】

- ・ベンチ
- ・四阿等の休憩施設
- ・小屋を解説する案内板



(5) 西口エリア

①展開する活動イメージ

- 周囲に残る森や基地時代の遺物を活かして、自然と歴史を学ぶ

■拠点機能の確保

- ・管理棟、ビジターセンター



②特性

- ・地域の東西を結ぶ動線上に位置しており、西側からアクセスする人を出迎えるゲートとなる空間となります。
- ・正面園路をはさんで南北に、開けた空間が広がっています。
- ・正面園路北側は、アスファルト舗装された広場状の空間となっており、彩夏祭時に花火の打ち上げ場所の一つとして利用されています。
- ・正面園路南側は、主に草地となっています。ホオジロの繁殖が確認される一方で、クズが繁茂し昆虫類の多様性は低下しています。また、西側の一画に、ガソリンスタンド跡が残存していますが、老朽化が進行しています。
- ・正面園路沿いに、存在感のあるイチョウの大木が生育しています。

③課題

- ・兵舎、ガソリンスタンド跡とされる特徴的な上屋とタンクが残存していますが、老朽化が著しく進行しています。
- ・正面園路南側の草地は、鳥類の繁殖がみられるなど、公園全体の生物多様性を考え上で、動植物の重要な生息・生育環境の一つであるものの、中央部に土壤汚染区域がまとまって分布しており、対策が必要です。

④整備の方向性

- ・草地の環境、基地時代の遺物・遺構を活かしながら、自然と歴史を学び、守る活動の起点となる空間を形成します。
- ・正面園路北側の開けた空間については、展示施設、管理棟機能、災害時の拠点機能を併せ持ったビジターセンターを設けることを検討します。また、青葉台公園・朝霞中央公園を結ぶ経路の中継地点となる立地から、災害時の利用を想定し、非常用電源、水利施設等の設備を導入します。
- ・現存する兵舎やガソリンスタンド跡は、案内板を設置し、歴史を学ぶ素材として活かしていきます。ただし、遺物そのものの保存または活用については、整備段階で専門家を交えて検討します。
- ・正面園路南側の草地については、動植物の生息・生育環境の核となる樹林につながるエコトーンとして、土壌汚染対策を行った上で、できる限り草地を復元します。
- ・正面園路沿いに見られるイチョウの大木などをシンボルツリーとして活かし、地域の東西をつなぐ動線にふさわしい景観を形成していきます。

【想定する施設】

- ・ビジターセンター（500 m²程度・自然や歴史の学習拠点、管理棟の機能と、備蓄倉庫及び災害時に会議室等として利用できる機能を整備）
- ・ガソリンスタンド跡、兵舎跡の歴史を解説する案内板
- ・消防水利施設、災害時に利用できる非常用電源（太陽光発電）、非常用トイレ等の設備
- ・駐車場・駐輪場

(6) 落葉広葉樹の森

①展開する活動イメージ

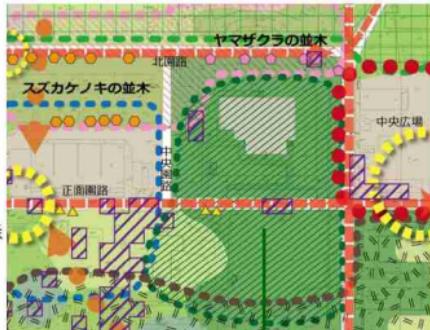
- 自然環境を保全し、生き物のすむ森を育む

■自然環境の保全

- ・自然（雑木林等）、樹木の保全

■生きものがすむ森を育てる場や機会の創出

- ・多様な生き物がすめる森づくり（森の管理、ビオトープの形成等）
- ・市民協働による森の育成



②特性

- ・比較的密度の高い樹林地に覆われており、多様な鳥類、希少植物が確認されています。
- ・正面園路北側の樹林地は、中央部の建物跡地に開けた空間が残っていますが、ヤマザクラ、ハリエンジュ、エノキ、ムクノキ等の落葉広葉樹に覆われ、重要種を含む多様な鳥類が確認されています。
- ・正面園路南側の樹林地も北側同様に、ヤマザクラ、ハリエンジュ、エノキ、ムクノキ等の落葉広葉樹に覆われています。

③課題

- ・多様な生物が生息・生育する環境を保全していくことが必要ですが、人工的な植栽地から変化の途上にある樹林地であるため、将来的にめざす樹林地の姿を明らかにした上で、必要に応じて一定の管理の手を入れていくことが求められます。
- ・イチヨウの大木の下に、かまぼこ型の兵舎が残存しており、特徴的な景観をつくっていますが、兵舎は老朽化が進んでいます。

④整備の方向性

- ・生物に関するデータの蓄積を進め、将来的にめざす方向性について市民参加で議論を行っていくことを前提に、動植物の生息・生育環境の核として樹林地、草地を保全します。
- ・将来的に、管理活動、自然観察以外に積極的には活用しない空間とし、散策路を設ける場合は、自然に形成された通路にチップ舗装を行うなど、できる限り環境に配慮した形態とします。
- ・現存するかまぼこ型の兵舎は、案内板を設置し、歴史を学ぶ素材として活かしていきます。ただし、遺物そのものの保存または活用については、整備段階で専門家を交えて検討します。

【想定する施設】

- ・チップを敷いた散策路

(7) 南の雑木林

①展開する活動イメージ

○市民や地域（学校等）と連携して森の資源を活かし楽しむ

■森に親しむ場や機会の創出

- ・キャンプ、泊まれる公園
- ・森に親しむ（散策する、木陰で休む、森林浴、ハンモック、ツリーハウス、ツリーカライミング、ボルダリング、バードウォッチング）

■竹林の活用

- ・竹林の散策、竹を素材にした遊び、竹のぼり
- ・お茶をいただく（茶室など）

②特性

- ・密度が比較的低い雑木林になっており、一部に竹林、草地が存在しています。
- ・樹林地については、主にヤマザクラが優先する林、ケヤキ・スズカケノキ類が優先する林となっていますが、トウネズミモチ、シュロなど鳥類による種子散布で増えたと推測される樹種が多く見られます。

③課題

- ・比較的密度が低く、森や竹林を使ったレクリエーションの場としての活用ポテンシャルのある樹林地ですが、雑多な樹種で構成された中低木によって景観が悪化しています。
- ・樹林地内に土壤汚染区域が点在しており、対策が必要です。



④整備の方向性

- ・草地、林縁、雑木林、竹林の多様な環境を保全・再生・活用しながら、市民や地域（学校等）と協働で、雑木林の管理活動、森や竹林の資源を活かしたツリークライミングなどのレクリエーション、花見や月見など、地域の自然、歴史、文化を体験、継承する場として活用します。
- ・土壤汚染区域については対策を行った上で、汚染対策の手法に応じた用途を市民協働で検討します。

【想定する施設】

- ・林内を散策できる園路
- ・トイレ
- ・林内の活動資材を保管する仮設倉庫



(8) 南口広場周辺

①展開する活動イメージ

- 南から訪れる人を公園に出迎えるる

②特性

- ・川越街道方面から公園を訪れる人を出迎えるる空間となります。
- ・東園路と公園通りの間の部分は、比較的密度が高い樹林地となっています。
- ・朝霞第一中学校東側の用地については、東京都水道局による立坑工事が行われており、平成32年（2020）年度以降に完了する予定です。



③課題

- ・隣接する朝霞中央公園をスポーツ大会などで訪れる人の利用なども想定した場をつくりしていくことが求められます。
- ・川越街道（国道254号）等からの自動車によるアクセスへの対応が必要です。

④整備の方向性

- ・シンボルロードの南口広場を中心とし、健全な高木などシンボルツリーとなり得る既存樹木や地形の起伏をできる限り保全しながら、来訪者がのんびりと憩える広場（300～400m²）を設け、公園・シンボルロード南側のエントランスとなる空間を形成します。
- ・南口広場については、ストリートライブ、パフォーマンス、移動販売等の小規模なイベントに対応し、彩夏祭時にはよさこいチームの待機、スタート地点等に活用できる場とします。
- ・東京都水道局による工事が行われている空間は、工事終了後、駐車場・駐輪場として活用します。また、将来的にトイレの設置を検討します。

【想定する施設】

- ・ベンチ等の休憩施設（南口広場）
- ・駐車場・駐輪場
- ・トイレ

9. 整備の進め方

(1) 基本的な考え方

公園・シンボルロードの整備は、次の考え方へ沿って進めます。

- 公園・シンボルロードの整備は、公園用地の取得及び土壤汚染対策に係る国との協議の進捗、市の財政規模を考慮し、段階的に進めます（補足①参照）。
- 段階的整備にあたっては、シンボルロードを 2020 東京オリンピック・パラリンピックの競技会場へのアクセスルートの一つとして機能させる、近隣の公共施設や周辺市街地との連携を強めるなどのために必要な整備を最優先とします（第1期整備）。
- 第1期整備後は、基地跡地の内部のようすを多くの市民に見ていただくことで、公園・シンボルロードの整備・管理運営への参加のきっかけをつくっていくことをめざし、公園区域の利用拡大を優先させます。
- 公園区域の利用拡大は、公園としての利用機能の向上に寄与し、かつできる限り低成本で開放できる区域を優先します。具体的には、暫定利用広場「朝霞の森」としてすでに利用している区域に隣接し、土壤汚染による影響の少ない区域、かつすでにある程度開けた空間で下刈り等の軽微な整備で開放可能な区域の利用を優先的に進めます。
- 公園用地の取得に関する国との協議が整うまで、原則として無償管理委託による利用を進めます。公園施設の整備、民間が運営する収益施設の設置については、国との協議が整った段階で着手します（補足②参照）。国との協議が整うまでの間は、用地の有償利用、市が用地を取得する予定の道路用地を活用して、キッチンカーを用いた飲食サービスの提供等の収益事業を社会実験的に行なうことを検討します。

補足① 段階的整備を進める理由

- ・基地跡地の土壤汚染対策は、国と実施主体などについて協議中であり、対策の実施方法についても未定です。また、埼玉県とは、対策の実施方法や実施に伴う土地の形質変更届などについて協議中です。そのため、土壤汚染区域周辺の整備に早期に着手することは困難です。
- ・シンボルロードについては、2020 東京オリンピック・パラリンピックの競技会場へのアクセスルートの一つとして機能させる、近隣の公共施設や周辺市街地との連携を強めるなどのために、第1期整備として最優先で整備すべき内容があります。
- ・市の財政規模を考慮すると、整備費を一括して確保することは容易でなく、整備区域を分けて段階的に予算を確保していくことが求められます。

補足② 用地の取得状況に応じた事業の実施可否

- ・基地跡地を利用または公園として整備する際には、下表に示すとおり、用地の取得状況によって実施可能な事業、不可能な事業があります。

表 用地の取得状況に応じた事業の実施可否

	実施できること	実施できないこと
市が無償管理委託を受けている国有地の場合	<ul style="list-style-type: none">・立木竹の間伐、下枝払い等の管理・仮設物の設置	<ul style="list-style-type: none">・収益を上げる施設の運営、興業・恒常的な施設の設置
無償貸付の国有地を市が都市公園とする場合	<ul style="list-style-type: none">・公園施設の設置・管理・維持管理費を賄う程度の収益施設の運営	<ul style="list-style-type: none">・民間が設置・運営する収益施設の導入（注）
市が取得した用地を都市公園とする場合 または有償貸付の国有地を市が管理する場合	<ul style="list-style-type: none">・公園施設の設置・管理・民間が設置・運営する収益施設の導入	—

(注)「国有財産法第22条及び普通財産の管理及び処分に係る標準契約書式及び同取扱要領について」(平成13年3月30日財理第1298号)において、国有地の無償貸付により都市公園を設置する場合、以下のとおり使用に制限があります。

- ・市は、原則として営利を目的^{※1}として公園施設を経営することはできないが、維持管理費用を賄う程度の利益をあげる^{※2}範囲であれば可能。
- ・第三者が設置し管理する建築物その他の施設で営利を目的とするものを設けることはできない。(小規模の仮設物、公園利用上やむを得ない場合を除く)

※1 経済的利益の獲得を目的とすること

※2 営利目的か否かに関わらず結果として損益計算の場合に利益が計上されること

(2) 第1期整備及び第2期整備区域

(1) に示した考え方を踏まえ、第1期整備及び第2期整備区域を次のように設定します。

表 第1期整備及び第2期整備区域の考え方

整備の段階	整備区域の考え方	目標とする供用時期	整備区域
第1期整備	2020 東京オリンピック・パラリンピックのアクセスルートの一つとして機能させるために整備すべきシンボルロード区域 (面積約 2.1ha)	平成 32 年 (2020 年) 春	シンボルロード B・C ゾーンの歩道・自転車通行帯 シンボルロード A ゾーン及び B ゾーン（土壤汚染区域除く） 公園の北園路
第2期整備	朝霞の森に隣接し、土壤汚染区域の影響が少なく、簡易な整備で開放可能な区域 (面積約 1.6ha)	平成 37 年 (2025 年) ごろ	北口広場と朝霞の森を結ぶ園路及びその周辺の区域 公園の西側のスズカケノキの大木と正面園路の間の区域

公園の北園路の整備及び第2期以降の整備については、できる限り早期の実現を目指し、土壤汚染対策の実施主体や実施方法、管理範囲や管理方法について国との協議に努めます。ただし、国との協議結果や進捗状況によっては目標とする供用時期が遅れる場合もあります。

シンボルロード整備基本計画に示した平成 37 年（2025）年度以降の整備内容は、「(1) 基本的な考え方」に示したように、基地跡地の内部の様子を多くの市民に見ていただくことで、公園・シンボルロードの整備・管理運営への参加のきっかけをつくりしていくことを優先するため、第3期以降の整備に変更します。

なお、基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画は、第2期整備までに供用した区域の整備・活用状況や市民のニーズ、社会情勢等の変化に応じて、第2期整備の完了時または概ね 10 年後に計画内容の見直しの必要性について検討を行います。

(3) 各段階の整備

①第1期整備（～平成32年（2020年）春）

＜シンボルロード＞

○公園通りから西側30mのシンボルロード区域（道路法に基づく道路の区域※）と、そこから公園区域内の東園路までを合わせた、幅約60mの範囲（延長約700m、面積約3.9ha）を一体的な空間として整備・活用します。

※シンボルロード区域は、道路として用地を取得する予定ですが、公園と一体的な緑化空間として整備します。

○第1期整備においては、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会の競技会場となる朝霞訓練場までのアクセスルートの一つとしてシンボルロードが機能するよう、通行空間としての充実を最優先に考え、全線にわたり歩道及び自転車通行帯を整備します。また、人の流れや周辺の公共施設との連携を考慮し、朝霞駅方面からのゲートとなる市役所前広場、北口広場及びにぎわい創出の拠点である中央広場を含むAゾーン及びBゾーンを整備します。

○朝霞駅からシンボルロード（市役所前広場、北口広場）に至るルート上に案内サインを整備するなど、シンボルロードまでのアクセス環境を向上させます。

＜公園＞

○北口広場と朝霞の森を結ぶ園路を整備します。

○北園路の早期整備実現に努めます。

第1期整備プラン

シンボリロードの区分
(延長約 700m)



②第2期整備プラン（平成37年（2025年）ごろ）

＜公園＞

- 北口広場と朝霞の森を結ぶ園路と市道643号線の間の区域を整備します。
- 土壤汚染の影響が少ない西側のスズカケノキの並木のエリアから正面園路までの区域について、下刈り、間伐等を行ったうえで、開放します。
- 南口広場西側において東京都水道局が行っている工事が、平成32年度（2020年度）以降に終了すると見込まれることから、跡地に駐車場・駐輪場を整備します。



10. 整備水準

(1) 整備水準の考え方

公園・シンボルロードの整備に係る整備水準を以下のように設定します。

樹木に関する整備水準

- ・樹木について、ニセアカシアなどで腐朽菌に感染しているもの、倒木の恐れのあるもの、周辺からの見通しを著しく阻害するものなど、他の樹木を害する恐れ、安全性、防犯面に問題のあるものは生育状況、生育環境及び生態系への配慮を考慮して、必要な伐採は行った上で、他の樹木は極力、保全を行います。
- ・人の立ち入る園路・広場や雑木林において、落下の恐れのある枝や歩行障害となる下枝、見通しを遮る下枝は、安全を確保する観点から伐採等を行います。

草地・広場に関する整備水準

- ・旧駐車場や建物跡地などで、現在、高木が少ない場所は、既存の舗装材や施設の基礎などは撤去し、草地または広場として整備します。
- ・広場として活用するために舗装を行う場合は、雨水の地中への浸透に配慮します。

園路に関する整備水準

- ・現状で道路の部分は、一部を除き園路として利用します。舗装の劣化が進んでいる場合は、災害発生時の利用を考慮しつつ、必要に応じて改修します。改修の際は、透水性の舗装など、雨水の地中への浸透に配慮します。
- ・樹林地内に設ける園路については、粉碎木材や自然土から作られた舗装材の使用などを検討します。

施設に関する整備水準

- ・建築物や駐車場などの施設は、必要最小限の規模を集約的に整備し、可能な限り自然素材を用います。
- ・防災機能を担う各施設については、必要な機能を整備します。
- ・施設は、公園内の生態系などへの影響ができる限り少ない場所に配置します。

防犯に関する整備水準

- ・主な歩行者動線、夜間も開放する場所や広場は、平均水平面照度概ね3ルクスを確保します。
- ・広場付近、主要園路などの主な場所に防犯カメラを設置することを検討します。

設備に関する整備水準

- ・施設と同様に、上下水道電気なども効率的に配置します。
- ・日当たりが期待できる部分の照明は、自然エネルギーの利用も検討します。
- ・照明の設置にあたっては、指向性が高い光源、昆虫の誘引特性の小さい光源を使用するなど、生態系にも十分配慮します。

(2) 駐車場・駐輪場の考え方

①駐車場

- ・駐車場台数は、県内の類似公園の状況を参考に、朝霞中央公園と青葉台公園を含めた駐車場台数を勘案し、現段階では、暫定利用広場「朝霞の森」に整備した50台分の駐車場を含め、約170台程度とします。
- ・イベント等の繁忙時は、公共交通の利用を呼びかけるとともに、広幅員の既存道路（東園路沿い）を活用し、現況空地を基に約80台程度の臨時駐車場を確保します。また、周辺公共施設駐車場との連携を検討します。
- ・駐車場配置は、市道2号線や市道8号線からのアクセスが良いことを条件とします。
- ・有料化については、市全体の公共施設駐車場の考え方の整理の中で検討します。

【参考】駐車台数算定の考え方

駐車場規模を算定するにあたって、埼玉県南西部の同規模程度の公園の状況を調査しました。調査にあたっては、単に駐車場台数を把握するだけでなく、公共交通によるアクセスの状況を踏まえて算定を行いました。基地跡地の公園部分は14.6haとなり、周辺の既存公園（朝霞中央公園・青葉台公園）を含め、23.8haの公園面積となります。

基地跡地の駐車台数の試算にあたっては、下表の3公園の整備状況を参考に、広場や集客施設のある部分（中央公園・青葉台公園）と、既存樹木を活かした部分（基地跡地公園）に分け、基準台数を設定しました。

		(基準台数)	(必要数)	(既存)	(整備台数)
朝霞中央公園	7.1ha	×	14.2台/ha	= 100台	- 53台 = 47台
青葉台公園	3.8ha	×	14.2台/ha	= 53台	- 18台 = 35台
基地跡地公園	14.6ha	×	6.1台/ha	= 89台	- 0台 = 89台
				242台	- 71台 = 171台

周辺施設も含めた駐車場の利用状況や、市民・関係機関等の提案に基づく活動ニーズや収益施設導入の可能性等を踏まえ、駐車場規模を170台と想定します（朝霞の森に整備した既存駐車場50台分の活用も含む）。

■参考とした公園及び駐車場台数＜当初計画資料編より＞

公園名	特徴	面積	駐車場台数	内訳	交通アクセス
狹山稲荷公園	博物館がある 駅に近接し、緑を多く残した公園	約16.5ha	101台	普通車98台 大型車3台	徒歩 稲荷山公園駅から1分
和光樹林公園	広場を中心とし、池、噴水がある公園	約20.2ha	296台	普通車283台 大型車7台 身障者用6台	徒歩 和光市駅から15分 バス 最寄バス停から徒歩5分
彩の森入間公園	広場や体育館の集客施設がある公園	約15.0ha	213台	普通車205台 大型車3台 身障者用5台	徒歩 入間市駅から15分

②駐輪場

- ・駐輪場については、暫定利用広場「朝霞の森」、青葉台公園、朝霞中央公園の駐輪場の利用状況を参考としながら、整備必要台数を約 440 台程度（朝霞の森の駐輪場 120 台分を含む）とします。ただし、段階的整備を進めていく際に、既設駐輪場や隣接する公園の駐輪場の利用状況を踏まえ、必要台数を適宜見直すことを前提とします。
- ・駐車場、主要な出入口付近などの動線の結節点に分散配置し、小規模な自転車置場（駐輪スペース、駐輪ラック）を確保します。
- ・イベント時には、広場等の開けた空間や広幅員の園路を活用し、臨時の駐輪スペースを設けます。

【参考】駐輪場台数算定の考え方

当初計画では、隣接する青葉台公園、朝霞中央公園の駐輪場利用状況を参考に、公園全体（当時の計画面積 13.1ha）の整備必要台数を約 350 台程度としています。

駐輪場台数は、これをもとに 1ha 当たりの整備必要台数を 26.7 台と想定し、本計画の計画面積 16.5ha に対し約 440 台を確保することを目安とします。



図 駐車場・駐輪場配置の考え方

(3) 防犯の考え方

① 基本的な考え方

ア) 公園全体

- ・市民が安全に安心して利用できるよう、夜間の閉鎖も含めた運営を検討します。

イ) シンボルロード

- ・シンボルロードについては、必要な防犯対策を行い、夜間を含めて原則、開放します。
- ・暫定供用段階では、東園路を境界として、公園側への立入は制限します。

② 防犯の考え方

- ・公園外部や主要園路からの視線を届きやすくするために、公園外周部や朝霞の森、広場周辺などの樹林地については、視線を遮る中木を除去し、低木・下草を大抵の人が反対側を見通せる高さ（120cm以下）に維持します。また、大人の視線が確保される高さ（200cm程度）まで下枝を刈り込みます。
- ・広場、園路などの主な場所に防犯カメラを設置することを検討します。
- ・市民による防犯パトロールなどを検討します。

③ 照明の考え方

- ・主な歩行者動線、夜間も開放する場所や広場は、平均水平面照度概ね3ルクスを確保します。
- ・シンボルロードゾーンの歩道及び自転車通行帯については、公園通りの既存の街路灯による照明を用います。
- ・照明の設置にあたっては、指向性が高い光源、昆虫の誘引特性の小さい光源を使用するなど、生態系にも十分配慮します。

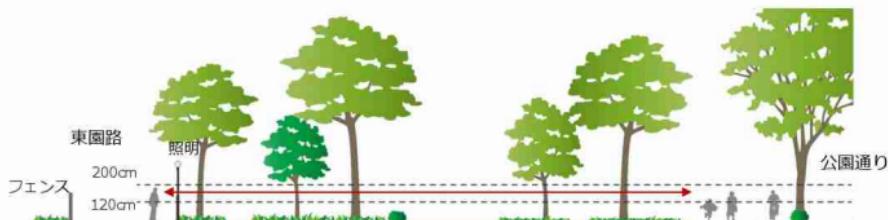


図 防犯の考え方（シンボルロード）

(4) 防災機能の考え方

①災害時における利活用イメージ

防災拠点機能を備えた総合公園としての利用できる公園としていくため、朝霞市地域防災計画に示された周辺施設（朝霞中央公園、総合体育館、中央公民館、図書館）の機能を踏まえ、以下の利用を想定します。

ア) 災害発生初動期における利活用

・一時的な避難スペース・帰宅困難者の一時的な休息場所	朝霞の森、スズカケノキの大木のエリア～正面園路の一帯の活用を想定
・応急救護所及び搬送支援場所	南口広場西側の駐車場、シンボルロード中央広場の活用を想定
・支援に来た消防隊員等の活動スペース	中央園路、北園路、東園路、正面園路の活用を想定
・支援に来た消防隊等の緊急車両の駐車場所	中央園路、北園路、東園路、正面園路の活用を想定

イ) 復旧・復興期における利活用

・仮設住宅用地	朝霞の森、スズカケノキの大木のエリア～正面園路の一帯の活用を想定
---------	----------------------------------

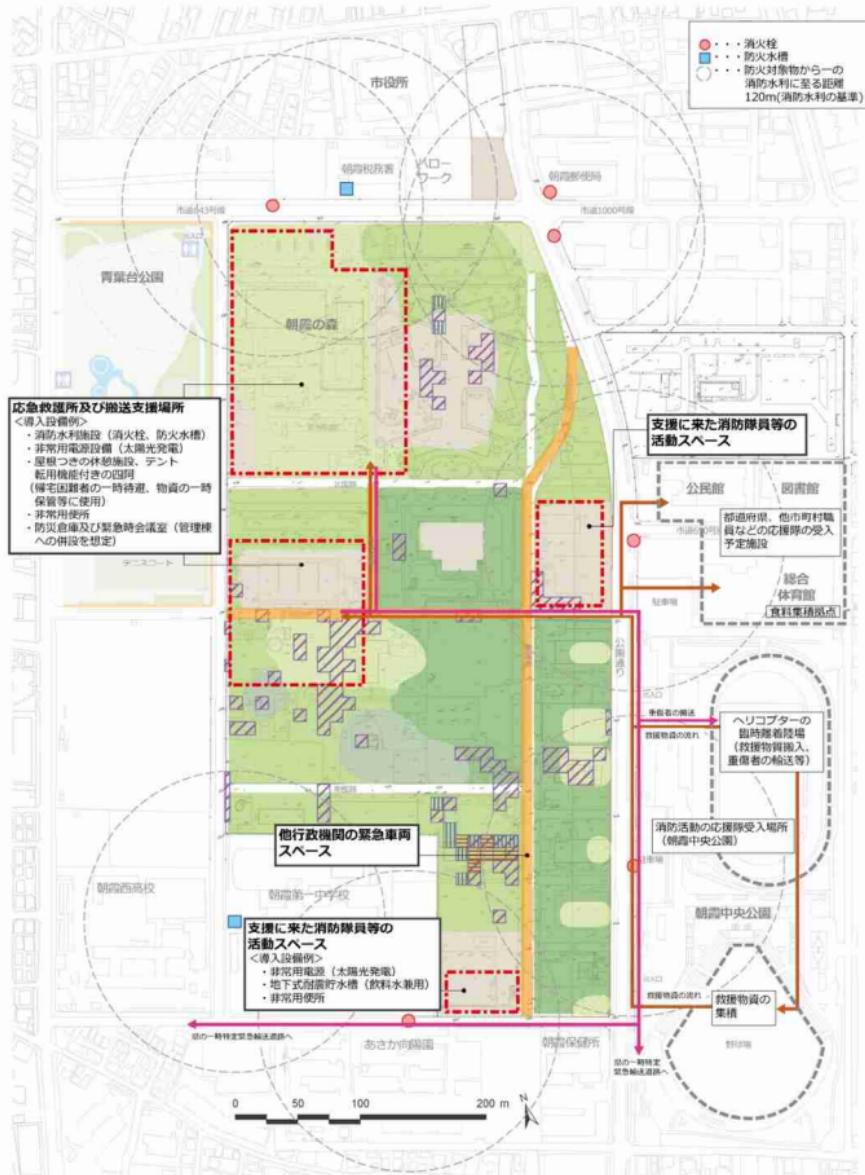
②防災施設の整備

上記の利活用に必要な次の施設・設備の導入を検討します。

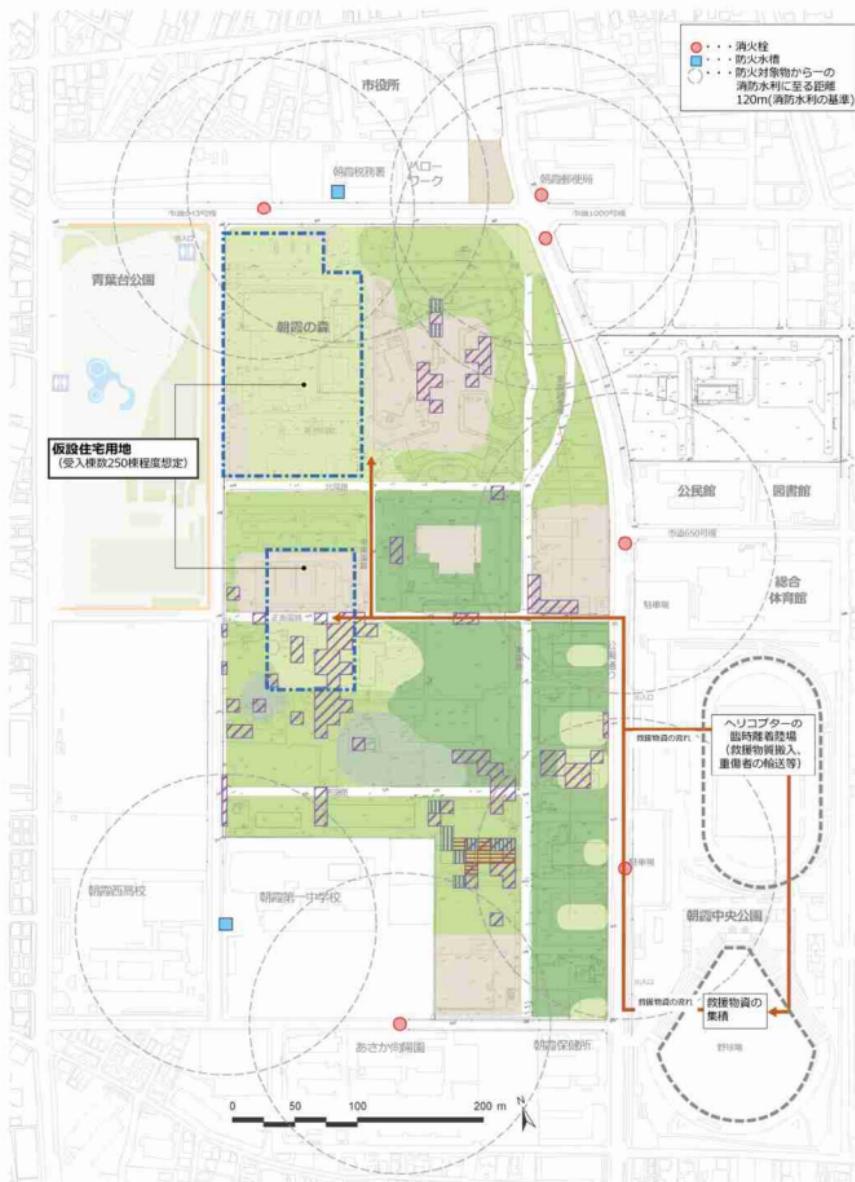
具体的な規模、配置、数量等については、設計段階で関係所管（危機管理室、埼玉県南西部消防本部）と調整して進めます。

- ・消防水利施設（消火栓、防火水槽） ※敷地外の隣接地の消防利水施設でカバーできない範囲に設置
- ・非常用電源設備（太陽光発電等）
- ・屋根つきの休憩施設、テント転用機能付きの四阿（帰宅困難者の一時待避、物資の一時保管等への使用を想定）
- ・非常用便所（下水直結型マンホールトイレ等）
- ・防災行政無線
- ・飲料水兼用耐震性貯水槽
- ・備蓄倉庫及び緊急時会議室（公園の管理棟に備蓄倉庫を併設し、災害発生時については、管理棟は支援に来た消防等防災関係機関の緊急時会議室として管理棟内の一室を活用する）

【参考】災害発生初動期における利活用イメージ



【参考】復旧・復興期における利活用イメージ



(5) 土壤汚染への対応について

- ・公園区域（シンボルロードを含む）については、鉛及びその他の化合物、ダイオキシン類による土壤汚染区域が存在しています。
- ・公園として当該区域を利用する場合、有害物質を含む土壤を口や肌などから直接摂取することによるリスクが存在することから、土壤に含まれる有害な物質が体内に取り込まれないよう、遮断する対策が必要となります。
- ・基地跡地の土壤汚染対策は、国と実施主体などについて協議中であり、対策の実施方法についても未定です。また、埼玉県とは、対策の実施方法や実施に伴う土地の形質変更届などについて協議中です。そのため、土壤汚染区域周辺の整備に早期に着手することは困難です。
- ・汚染処理が完了するまでの間、フェンスで土壤汚染区域を囲み、立入を制限します。
- ・汚染処理完了後は、汚染対策の手法に応じた用途を市民協働で検討します（広場としての活用、築山、森の再生など）。



図 土壤汚染区域の分布

11. 管理・運営の考え方

(1) 基本的考え方

暫定利用広場「朝霞の森」における市民参加・協働の一連のプロセスを踏まえ、公園・シンボルロードの整備や管理・運営についていくことを希望する市民、事業者等を交え、供用開始前の段階から利用方針、ルール等を検討し、供用開始後も市民、事業者等が主体的に管理・運営を担っていく「使いながらつくる、つくりながら考える」方式を基本とします。

また、市の厳しい財政状況の下で、広大な公園・シンボルロードの管理・運営を持続可能なものとするため、従来の公園・道路管理方法にとらわれず、民間活力との連携等、効率的で効果的な管理・運営を行う新たな枠組みの構築を目指します。

(2) 協働に向けた体制の構築

「使いながらつくる、つくりながら考える」方式を基本に、市民、事業者等と市が協働で公園・シンボルロードの管理運営を行っていくため、公園・シンボルロード全体の管理・運営に関わる組織体と、公園・シンボルロード内で行われる個別活動（例：ブレーパーク等）を担う組織体が連携し合いながら、市（公園・道路管理者）と協働する体制を目標とします。

また、より多くの市民が公園・シンボルロードの管理・運営に関われる機会を増やすことで将来の担い手を育成していくため、イベント的に参加可能なボランティア活動の機会を設けることや、市民、事業者等が担い手となって実行するプログラムの企画を募集し、実際に実行していく仕組みづくり等を検討します。

なお、平成 29 年（2017 年）6 月に施行された都市公園法の改正により、新たに設けられた「公園の活性化に関する協議会」制度の活用を検討します。

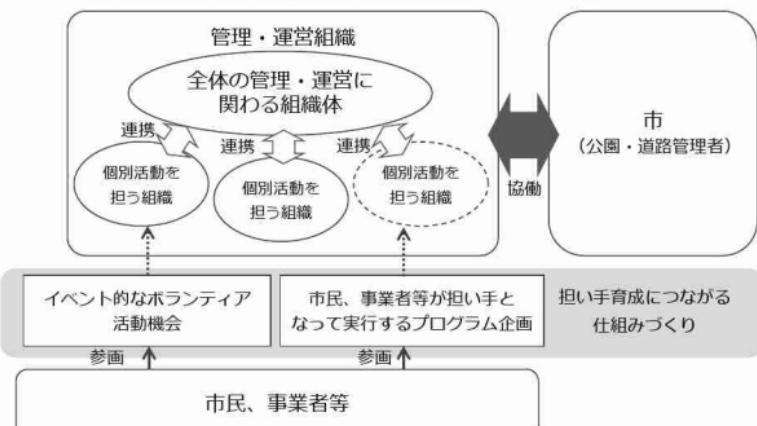


図 協働のイメージ（例）

(3) 民間活力との連携

公園・シンボルロードの魅力や価値を高めていくため、公共性の確保を前提としつつ、必要に応じて民間活力と連携した施設の整備、管理・運営を進めていくこととし、具体的な手法として、今後、次の方策について検討を進めます。

①市民主体の管理・運営組織の法人化

- ・市民、事業者等が主体となった管理・運営を行っていくため、将来、公園の一部エリアの指定管理を担うことができるよう、法人化（NPO 法人等）を目指していくことを、公園・シンボルロードの整備、管理・運営に関わっていくことを希望する市民、事業者等と検討していきます。

②収益施設の誘致と収益を管理・運営に還元する仕組みの構築

- ・公園・シンボルロードで立地可能な民間資本による収益施設を誘致し、収益の一部を公園整備、管理・運営に還元する仕組みの構築を目指し、検討を進めます。
- ・平成 29 年（2017 年）6 月に施行された都市公園法の改正により、新たに設けられた「Park-PFI」制度等の活用の可能性を検討します。
- ・誘致する収益施設の種類は、公園・シンボルロードの目指す整備内容や利用方法にふさわしく、公園・シンボルロード利用者及び周辺住民の利便に資するものであることを基本とします。
- ・収益施設について、公園用地取得に関する国との協議の進捗を見極めつつ、収益性や、設置した場合に公園の管理運営に及ぼす効果と課題について十分に調査した上で、設置の可否を判断していきます。また、収益施設を整備する際は、他の公園施設との併設等、公園の整備や管理運営に対して効率的・効果的なものとなるよう条件を検討します。
- ・国から無償の管理委託を受けている段階では収益事業の実施はできないため、当面の取組として、用地の有償利用や、市が用地を取得する予定の道路用地を活用することにより、キッチンカー等を用いた飲食サービスの提供等、仮設の施設による収益事業を社会実験的に試行することを検討します。

（想定する収益施設の導入エリア） 中央広場
市道 643 号線沿い

(4) 今後の進め方

シンボルロードの第1期整備に着手する平成30年度（2018年度）以降、すみやかにシンボルロードの第1期整備区域の管理運営について市民、事業者等の意見を伺う組織体を発足させます。

組織体における話し合い等を踏まえて、第1期整備が完了する平成32年（2020年）春に向けて、利用方針、ルール等を検討するとともに、市民等が関わる管理・運営体制の構築を目指します。

また、第1期整備が完了する平成32年（2020年）春に向け、市民の関心を高めていくため、組織体等を通じて市民等からの提案をいただきつつ、公園・シンボルロードの愛称募集、広場を使ったプレ・イベントの開催等の取組を進めます。

また、生物多様性の保全及び基地の遺構・遺物の保全・活用について、専門家、市民と検討する場を、平成30年度（2018年度）以降、すみやかに設け、検討を進めます。

収益施設の設置に向けて、第1期整備が完了し、シンボルロードが暫定供用される平成32年（2020年）春以降、すみやかに中央広場をはじめとする広場や用地の有償利用を検討する区画においてキッチンカー等の仮設の施設による社会実験的に試行できるよう、具体的な実施方法を平成30年度（2018年度）以降、すみやかに検討します。

市民等が関わる管理・運営の取組は、平成32年（2020年）春以降の活動状況や活動する市民の意見等を反映して隨時見直しながら進めていくことを前提に、将来的に市民主体の管理・運営組織の法人化に向けた検討を進めます。

また、市の体制として、公園・シンボルロードを活用したまちのにぎわいづくり等、様々な取り組みを進めていく上で、公園、道路管理の担当課のみならず、関係部局が連携して取り組んでいく体制を構築します。

さらに、目指す管理・運営を実現するために、既存の都市公園・道路の管理に係る市の条例等では対応できない場合には、新規条例の検討等、必要に応じた対応を行います。

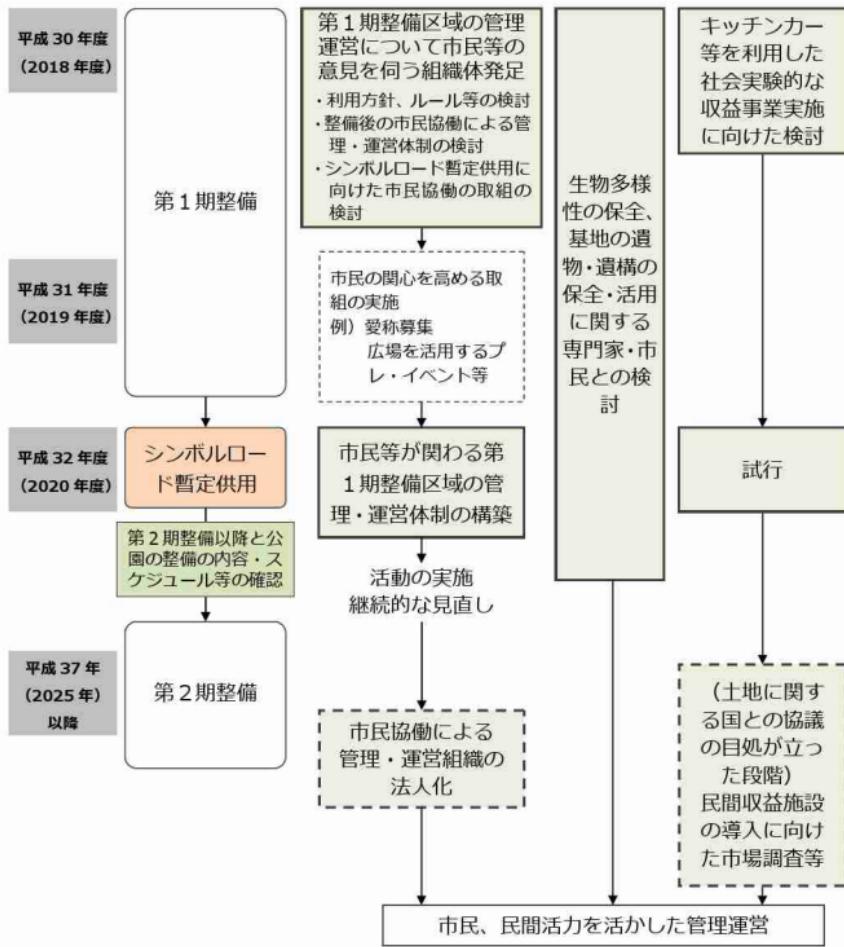


図 管理・運営に関する今後の進め方